
令和6年 第2回(定例)日南町議会会議録(第3日)

令和6年3月7日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和6年3月7日 午前9時開議

- 日程第1 議案第8号 日南町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第2 議案第9号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第3 議案第10号 日南町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第4 議案第11号 日南町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第5 議案第12号 日南町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 日南町特別会計条例の一部改正について
- 日程第7 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定について(にちなん中国山地林業アカデミー)
- 日程第8 議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町総合文化センター)
- 日程第9 議案第16号 財産の無償譲渡について
- 日程第10 議案第17号 日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例の廃止について
- 日程第11 議案第18号 日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第12 議案第19号 日南町課設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第20号 日南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第14 議案第21号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第22号 日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第23号 日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第24号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第25号 日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第26号 日南町消防団条例の一部改正について

- 日程第20 議案第27号 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について
- 日程第21 議案第28号 日南町特別職の給与の減額に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第29号 日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- 日程第23 議案第30号 令和5年度日南町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第24 議案第31号 令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第32号 令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第33号 令和5年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第34号 令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第35号 令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第36号 令和5年度日南町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第37号 令和6年度日南町一般会計予算
- 日程第31 議案第38号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第39号 令和6年度日南町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第40号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第34 議案第41号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第42号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第36 議案第43号 令和6年度日南町簡易水道事業会計予算
- 日程第37 議案第44号 令和6年度日南町下水道事業会計予算
- 日程第38 議案第45号 令和6年度日南町病院事業会計予算
- 日程第39 令和6年陳情第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 日南町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第2 議案第9号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第3 議案第10号 日南町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第4 議案第11号 日南町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第5 議案第12号 日南町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 日南町特別会計条例の一部改正について
- 日程第7 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定について（にちなん中国山地林

業アカデミー)

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 8 | 議案第15号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町総合文化センター） |
| 日程第 9 | 議案第16号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第10 | 議案第17号 | 日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例の廃止について |
| 日程第11 | 議案第18号 | 日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 日程第12 | 議案第19号 | 日南町課設置条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第20号 | 日南町職員定数条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第21号 | 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第22号 | 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第23号 | 日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第24号 | 日南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第25号 | 日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第26号 | 日南町消防団条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第27号 | 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第28号 | 日南町特別職の給与の減額に関する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第29号 | 日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第30号 | 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第24 | 議案第31号 | 令和 5 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第25 | 議案第32号 | 令和 5 年度日南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第26 | 議案第33号 | 令和 5 年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第27 | 議案第34号 | 令和 5 年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第28 | 議案第35号 | 令和 5 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第29 | 議案第36号 | 令和 5 年度日南町病院事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第30 | 議案第37号 | 令和 6 年度日南町一般会計予算 |
| 日程第31 | 議案第38号 | 令和 6 年度日南町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第32 | 議案第39号 | 令和 6 年度日南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第33 | 議案第40号 | 令和 6 年度日南町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第34 | 議案第41号 | 令和 6 年度日南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第35 | 議案第42号 | 令和 6 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算 |
| 日程第36 | 議案第43号 | 令和 6 年度日南町簡易水道事業会計予算 |

日程第37 議案第44号 令和6年度日南町下水道事業会計予算

日程第38 議案第45号 令和6年度日南町病院事業会計予算

日程第39 令和6年陳情第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書

出席議員（9名）

2番 高橋洋志君	3番 荒木博君
4番 荒金敏江君	5番 岡本健三君
6番 岩崎昭男君	7番 大西保君
8番 櫃田洋一君	9番 近藤仁志君
10番 山本芳昭君	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 浅田雅史君 書記 花倉順也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中村英明君	副町長 角井学君
教育長 青戸晶彦君	総務課長 實延太郎君
地域づくり推進課長 島山圭介君	建設課長 渡邊輝紀君
住民課長 高柴博昭君	農林課長 坂本文彦君
福祉保健課長 出口真理君	教育次長 段塚直哉君
教育課長 三上浩樹君	会計管理者 長崎みよ君
農業委員会事務局長 高橋裕次君	病院事業管理者 福家寿樹君

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は9名です。定足数に達していますので、令和6年第2回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの日程ファイルのとおりです。

日程第1 議案第8号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイル2ページをお開きください。

日程第1、議案第8号、日南町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第8号、日南町過疎地域持続的発展計画の一部変更について。次のとおり、日南町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することにつきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町過疎地域持続的発展計画がありまして、計画期間のほうは令和3年の4月1日から令和8年の3月31日の期間でございますが、この中で、過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と、事業の内容の一部を変更するものでございます。

変更点のほうですが、大きく4点があります。第1点目が3の区分の産業の振興というところでありまして、移動販売運営支援事業、ソフト事業でございますが、この事業の追加という内容と、5番目の交通施設の整備、交通手段の確保という区分の中の4点ほどですが、旧新屋線改良事業、事業追加ですが、ハード的な内容、2つ目が盛土修繕事業として、事業追加としてのハード事業、3つ目が道路構造物の修繕ということで、事業追加、ハード内容です。4点目が県営林道窓山線の整備事業ということで、事業名の変更でありまして、ハード事業でございます。

3点目の区分でございますが、医療の確保という区分の中で、医師の育成及び確保強化事業ということで、事業追加でのソフト事業であります。

4点目の教育振興という区分の中の日南町スポーツ・健康づくりの補助金、事業の追加で、ソフト事業でございます。

大きく4点の事業の変更の内容でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第2 議案第9号

○議長（山本 芳昭君） タブレット62ページ。

日程第2、議案第9号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃

止に関する協議についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第2、議案第9号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第9号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議については反対の立場で討論します。

この議案第9号と次の第10号、第11号は、いずれも日南町情報公開条例などで定められた諮問先の審査会を、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会から鳥取県情報公開・個人情報保護審査会へと変更するための協議についての議案です、分かりにくいですが。現在、西部に審査会がありますけれども、これを廃止して、県の審査会へ一本化しようとするものです。

一昨日の質問では、西部の審査会から県への審査会へと変更されても、審査の内容は変わらないとの答弁がありました。しかし、鳥取県は、全国に先駆けて非識別加工情報を活用できるような条例改正を行っています。非識別加工情報とは、情報を匿名にすることで、本人に断りなくその情報を公開し、民間企業などが自由に活用できるようにした情報のことです。この公開については、本人の特定のおそれがあるですとか、プロフィールに使用されるとか、いろいろな批判があります。

審査会には、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聞くという役割もあります。したがって、非識別加工情報の提供について、将来的に審査会に諮問することがあるかもしれません。その場合、非識別加工情報の提供に積極的な県の審査会ではなく独自に西部の審査会を維持しておいたほうが、町独自の判断ができると考えます。ですので、西部の審査会を廃止し、県の審査会を利用するための協議についてのこの議案には反対です。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 私は、議案第9号、それに関係します10号、11号、これに賛成の立場で討論いたします。

この一連の議案は、現在、日南町が情報公開及び個人情報保護の審査事務を鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に委託しているものを、その委託先を鳥取県に変更するための一連の議案でございます。資料として添付されております事務の委託契約

書も、しかるべきものであると判断いたします。よって、私は、この議案に賛成するものでございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

○議長（山本 芳昭君） タブレット64ページ。

日程第3、議案第10号、日南町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより、討論、採決を行います。

日程第3、議案第10号、日南町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第10号、日南町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてに反対の立場です。

内容は先ほどと同じですので、省略いたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 先ほど述べました議案第9号、これと同様の意見でございます。賛成でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

○議長（山本 芳昭君） タブレット67ページ。

日程第4、議案第11号、日南町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより、討論、採決を行います。

日程第4、議案第11号、日南町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第11号、日南町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてに反対の立場です。

内容は先ほどと同じですので、省略します。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） これにつきましても、先ほどの議案第9号と同様の意見でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

○議長（山本 芳昭君） タブレット70ページ。

日程第5、議案第12号、日南町情報公開条例等の一部改正についてを議題とします。
本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第12号、日南町情報公開条例等の一部改正について。次のとおり、日南町情報公開条例等の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町情報公開条例、日南町議会の個人情報の保護に関する条例及び日南町個人情報保護施行条例につきまして、個人の情報の保護に関する法律等に基づいて行った処分に係る審査請求の諮問先を、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会から県で共同設置する審査会へ変更を行うため、条例の改正を行うものでございます。

内容的には、日南町の情報公開条例の第18条、そして、日南町議会の個人情報の保護に関する条例の第44条、そして、日南町個人情報保護施行条例第5条であります。それぞれの条文の中で、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会、これを地方自治法第138条の4第3項に規定する審査会に改正するものでございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日であります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第6 議案第13号

○議長（山本 芳昭君） タブレット73ページ。

日程第6、議案第13号、日南町特別会計条例の一部改正についてを議題とします。
本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第13号、日南町特別会計条例の一部改正について。次のとおり、日南町特別会計条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町の特別会計、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別

会計、これを廃止する時期を令和7年3月31日から令和6年5月31日に改正するものでございます。令和6年の4月1日から、鳥取県に対し、情報公開及び個人情報保護の審査会に係る事務を委託することに伴いまして、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の共同の設置を廃止するため、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計を廃止するものでございます。

施行期日ですが、公布の日からでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第7 議案第14号

○議長（山本 芳昭君） タブレット74ページ。

日程第7、議案第14号、公の施設に係る指定管理者の指定について（にちなん中国山地林業アカデミー）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第14号、公の施設に係る指定管理者の指定について（にちなん中国山地林業アカデミー）であります。次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、指定管理者の氏名ですが、鳥取県日野郡日南町多里826番地、一般財団法人日南町産業振興センター、代表理事、中村英明であります。

指定管理に係ります施設の名称及び所在ですが、にちなん中国山地林業アカデミー、鳥取県日野郡日南町多里782番地2であります。及び林業アカデミーの研修棟、鳥取県日野郡日南町新屋1860番地1の施設でございます。

管理に関する期間でございますが、令和6年4月の1日から令和の11年3月31日までの5か年としております。

管理業務の範囲でございますが、大きく3つでございます。最初が、施設及び設備を活用した木材産業等への就業者の育成に関する業務、2つ目が、施設及び設備の維持管理に関する業務、3つ目ですが、前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務でございます。

利用料に関する事項でございますが、日南町立林業アカデミーの管理運営に関する規則第12条第1項の規定に基づく授業料を指定管理者の収入として収受するという内容でございます。

御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） この指定管理という制度のわけですが、これ、指定管理を受ける方が日南町長であって、指定管理者として指名されたのが代表理事の中村英明様であるという、この、何か、仕組みというのが大変何かいびつに感じて、釈然としないところがあるわけなんです、これが指定管理でなければいけないという根拠について、ちょっとお示し願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 失礼します。今回、指定管理2回目ということであり、指定管理の施設ということで、授業料のほうを収受をすることが必要になってきますので、その業務を産業振興センターのほうが直接行うところを、委託業務の場合にはそういった手数料、使用料等について収受することができませんので、この授業料について、これを産業振興センターで受領するところで指定管理の制度を活用しております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 町長自体も、本人が出したものを本人が受けるというこの仕組みというのが何か世間的に認められるとお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 道義的には分からないってということではないというふうに思いますが、様々な規定のある中で、正規の取扱いっていう形を取っていかないといけないのではないかなというふうには思うところありますので、先ほど課長のほうから説明しましたけれども、そういった案件の内容を含むものでありますので、そういったことで整理をさせていただきたいということあります。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） これも指定管理を選んだという内容としていろいろ、経費ではないですな、授業料とかいろんなものを収受する上において、この委託料においてはそれはできないということですが、それをできる方法として、何かほかの案を考えられたんでしょうか。何か自分、はっきり釈然としないもので、ほかの方法がなかったのか、また、そういったことを検討されたのかという点をちょっと若干お伺いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 今回が2回目の指定管理の上程ということになるんですけ

ども、今回の申請に当たりまして、特に委託にするとか、その形態として変更するということは考えておりませんでした。指定管理施設として、あくまで一般財団法人としても、町長が代表であるとしても、そちらの民間というところの中で、そこで教員も採用して、町の職員ではなく、その財団職員として民間的な形で運営するほうがやはり運営上やりやすいところがあるかなというふうに担当課としては考えておりましたので、今回公募によらない形で再度、産業振興センターのほうで5年間の指定管理のほうを行うという議案のほうを上程させていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 要するに民間の会社の一法人の代表理事であるので、同じ町長であっても、この林業アカデミーにおいては一法人の中村英明であるので、町長の中村英明から法人の代表理事の中村英明さんに指定管理をすることは、あまりそれに対して疑義を感じなかったということで、自分も分からないわけですが、ほかに何か手法として、もうちょっと皆さん方に分かりやすいシステムというものも検討すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 林業アカデミーを運営するっていうことの中で、御承知のとおり、多様な他の民間の施設の事業体と協力したりとか、要は、一般財団法人ではありませんけれども、ある程度公的なところがある企業体でもありますので、そういった活動をする中での効果っていうところの中で、一般財団法人の中でという仕組みの中で設定をさせていただいたということでもあります。代表理事が必ず私でなければいけないということではもちろんありませんので、今現状はそういう形になっておりますけれども、代表理事という形でさせていただいております。

従来どおり、今までもいろんな取扱いっていうか、取組をされてきたというふうに思っております。一般的にいくと第三セクターだとかというような表現も、要は事業推進の在り方として、そういうやり方もあったりしてきておりますので、直営というやり方ももちろんないわけではないと思いますけども、いろんな事務的なところ、あるいは事業推進に当たっての、やっぱりこういった法人のほうが効果的だという形でありますので、それを推進するための一つの仕組みとして町が関与するっていうことは、財源的にも関与しておりますので、そういった法的な流れの中で、こういった指定管理制度っていうところを十分に活用するほうが効果的ではないのかなというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 最後にしときますけど、町が林業アカデミーのほうを強く推進して、大変成果も上がっているということは重々承知しておりますし、また今後もそういう形であってほしいとは思いますが、今までの話を聞きますと、その中において、指定管理制度という形を継続してやっていきたいという町長の意向のようであります。した場合は、先ほどおっしゃられましたけど、代表理事が町長でなくてもよいで

はないかというような考えもありましたので、その点をちょっと検討などもしていただきたいと思いますが、その点どうでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 町長が代表理事にならなければならないという規定はないというふうに思っておりますので、今後の一般財団法人の役員さんももちろんおられますので、そういった中で適任という形の方がおられれば、それはやぶさかではないというふうに思っておりますけれども、それも法人の中で決めていくってことでありますので、議員の皆さんの、今の御意見等も参考にさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 資料として添付されてます指定管理者指定申請書ですね、こちらが資料として議案のほうについてはおるんですけども、この申請書の下の方に、申請に当たっての添付資料ということで、公の施設の事業計画書、管理に係る収支計画書、ずっとそれ以降ありますけれども、やはりここに資料としてついておりますのが事業計画の部分しかございません。やはり収支の部分とかその他もろもろの関係、審査するに当たって必要になりますので、その添付資料につきましても全部を提出していただきたい。

これにつきましては、次の議案第15号についても同じことでございます。資料の提出のほうをお願いしたいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） そうしますと、事業計画の中の収支計画についても……（「以下全部、添付資料のほうを」と呼ぶ者あり）添付資料全て、分かりました。

そこには、添付資料には納税証明とか、そういったものもついておりますが、そちらも全てつけるということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。それはありますので、全てということ。

○議長（山本 芳昭君） 8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） この指定管理の管理先、一般財団法人日南町産業振興センターということなんですけども、これはここの管理を行わせる施設、名称及び所在地は林業アカデミーの建物のところだけなんですけども、もう一つ、産業振興センターの事業として、農業後継者対策事業等というのがありますけども、その絡みはここにはなくてもいいのか。それと、日南町産業振興センターの理事、監査委員、評議員等々、役員というのは、指定管理であったってことは御存じなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 今回、指定管理の施設を活用したということになりますので、林業アカデミーのほうの施設、校舎になるほうを、そちらのほうを管理していただくのが産業振興センターというような整理になっております。

研修制度につきましては、今、旧多里小学校のほうに事務所を置いてやっておりますので、そちらは委託業務という形で整理をしております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） 産業振興センターの理事ですね、理事、評議員、監査委員等々は、このアカデミーが指定管理という状態を御存じなのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） そのことにつきましては、理事会の中で確認をしてもらって、今回申請も上げていただいておりますので、承知されているというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 先ほど来、指定管理にするか、直営にするかっていうようなお話が出てますけども、一つ、直営にせずに、こういう民間団体の指定管理にするということのメリットについては、職員体制を自由にできるということがあるのかなと、私個人は思います。つまり、直営にしてしまったらもう役場の職員の方なので、正職員にするか、会計年度任用職員にするかしかないんですけれども。

それで、現状、どういう職員体制になってるか。産業振興センターそのものと、それと林業アカデミーの職員の方とどういった契約、無期雇用の正職員なのか、あるいは期間を限定した有期雇用の職員なのか、何人おられるのかということが分かれば、ちょっと教えてもらいたいんですけれども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 全ての職員が、どういんでしょうか、センターの法人の職員で、基本的には正規の職員という形の方です。人員が6人か、トータル、農業の方も含めて6人でありまして、事務の方も含めてでございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 林業アカデミーについては、指定管理を更新していく、更新を繰り返すという形になってますけれども、それでも、そちらの職員の方も正職員としてきちんと雇うという形を取ってるという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） お見込みのとおりであります。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第 8 議案第 15 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 84 ページ。

日程第 8、議案第 15 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町総合文化センター）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 15 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町総合文化センター）でございます。次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

指定に関することですが、まず、指定管理者の名称でございます。鳥取県日野郡日南町霞 785 番地、株式会社アシスト日南、代表取締役、西村恵輝。

施設の名称、所在地でございますが、日南町総合文化センター。鳥取県日野郡日南町霞 785 番地でございます。

管理に係る期間ですが、令和 6 年 4 月の 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

管理業務の範囲でございますが、大きく 7 点ということで、1 点目が文化センターの運営及び維持管理に関すること。ただし、日南町図書館及び日南町美術館の運営を除くであります。

2 点目が、文化センター条例第 1 条の設置目的を達成するための事業実施に関すること。

3 点目が、施設及び設備の維持管理に関すること。

4 点目が、文化センター条例第 2 条の文化活動の普及振興に係る自主事業及び文化振興事業の実施に関すること。

5 点目が、喫茶室の営業、管理運営に関すること。

6 点目が、日南町指定避難所開設時における開館、施設管理に関すること。

7 点目が、前各号のほか、町長が必要と認める業務でございます。

利用に関する事項でございますが、日南町総合文化センターの設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づく使用料を日南町の歳入として収受するという内容でございます。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより、本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第 15 号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第9 議案第16号 から 日程第11 議案第18号

○議長（山本 芳昭君） タブレット98ページから。

日程第9、議案第16号、財産の無償譲渡について、日程第10、議案第17号、日南町菅が谷ブローラー生産団地基金条例の廃止について、日程第11、議案第18号、日南町ブローラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、以上、財産の無償譲渡に係る関係3議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第16号、財産の無償譲渡について。次のとおり、財産を無償譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、無償譲渡する財産でございますが、最初に、土地でございます。地目的には宅地と山林。所在地ですが、鳥取県日野郡日南町下阿毘縁字菅ヶ谷895番地1及び895番地4、895番地5、895番地6、895番地9でございます。面積ですが、9万2,363.02平方メートルでございます。

2つ目の建物のほうですが、名称ですが、菅が谷ブローラー生産団地。場所が、鳥取県日野郡日南町下阿毘縁895番地1。構造ですが、鉄骨造りの平家建て。面積が1万4,411平方メートル。基金ですが、日南町菅が谷ブローラー生産団地基金であります。3月末の現在ですが、736万4,281円の予定としております。

譲渡の相手方でございますが、日南町下阿毘縁895番地、農事組合法人日南ブローラー生産組合、理事長、原松雄でございます。

財産を譲渡する日にちですけれども、令和6年4月1日でございます。

続きまして、議案第17号、日南町菅が谷ブローラー生産団地基金条例の廃止について。次のとおり、日南町菅が谷ブローラー生産団地基金条例を廃止することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会のほうの議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町菅が谷ブローラー生産団地施設等、財産の無償譲渡に伴いまして、条例を廃止する内容でございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日でございます。

続きまして、議案第18号、日南町ブローラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止でございます。次のとおり、日南町ブローラー生産団地施設の設置及び管理

に関する条例を廃止することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町菅が谷ブロイラー生産団地施設の無償譲渡に伴い、条例を廃止する内容でございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第16号の質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 4点ばかり質問したいと思います。まず1点目は、無償譲渡の土地、建物、これの固定資産評価は、委員会3回開かれましたけども、まだ県との調整とかどうのこうの言われてましたが、評価は終わったんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 評価につきましては、県のほうから、非木造の建物でしたので、調査のほうは終わっております。賦課につきましては、これから住民課のほうの作業としてなりますけども、1月1日現在の基準でということになりますので、課税ということになりますと、令和7年からということになるというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） ということは、土地、建物、来年の評価、1月1日になりますので、分かりました。

2点目は、経済福祉常任委員会の中で、2月6日にリストを出されました。私が建物の数字がおかしいですよと言ったわけですが、それは修正されたんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 先日指摘していただきまして、確認したところ、私の記載漏れで、修正をさせていただきました。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） それは常任委員会のメンバーさんに、当然2月6日に出された、そして、訂正されたわけですが、その訂正されたものについては、常任委員会さんのメンバーに、ここがこうでしたということで提出されたんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 訂正ということは、すみません、個別といいますか、委員会のほうにはしておりません。今回上げております議案の中のものが今正確なものということで、御理解いただければというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 次、設備のリスト、内容なんですけども、当初、昭和56年に、この条例の中に全部設備リストがあります。そして今回、無償譲渡ということ

で当然見られて、もう40年以上たつとるんで当然陳腐化し、場合によれば新規のものを購入されたと思うんですけども、そこでちょっと気になったのは、ボイラー用の地下タンクというのが2基あるんですけども、これ、たしか4基だったと思うんですが、このボイラー用の地下タンクについて、大変今、厳しくなってるわけですね、20年ほど前から。特にガソリンスタンドも土壤汚染ということで改修したり、逆に言えば、もう、砂を入れて、やめなさいと。大変なんで、地下タンクを維持するということが。そのため、できれば地上タンクにするかということあるんですけども、この設備は、この地下タンク自身は大丈夫なんでしょうか。例えば容量もあります、容量ってあると思うんですよ。ガソリンスタンドもほとんど改修されて、大きな金額、2,000万とかかけてやっておるわけです。それはどうなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 指摘のあったタンクのほうは現在もあります。令和2年度に消防署のほうから指摘がありまして、それで改修をさせていただきました。そのとき、440万程度、基金から繰り出して、ボイラーのほうで修繕をしていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） ありがとうございます、よく分かりました。本当にそういった指摘が消防署からあったと思うんです。

次に、建物のところでちょっと疑問なんですけども、焼却炉上屋となっておるんですね。これは当初からそうだし、今回もこれをそのまま、焼却炉はあるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 焼却炉につきましてはございます。その上屋のほうも残っております。現地のほうを見ております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 焼却炉の設備リストがないわけですよ、焼却炉の。上屋はあっても、建物は。焼却炉の設備リストがないんですが、確認してください。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 焼却炉につきましては、現在、そのところは規模が非常に小さいものだったそうで、使っておられないということは言っておられまして、上屋の下に焼却炉自体はございましたので、それは確認しております。ここに載ってないということであると、後で設置されたものかもしれませんので、そこはちょっと確認をしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 焼却炉、小さいものだろうが、これ、基準がありまして、焼却炉の能力が1時間50キロの能力未満の場合、それから床面積が0.5平米未満の場合は、これは届出必要ないんですけども、それ以上の場合は県に届けられないかんわけです。

それによって、ダイオキシンの測定とかそういったものを、許可、届出が要るのは、そういったものあるわけですよ。

何を気にするかというと、特にこの焼却炉についてはダイオキシンまたは臭いで、後からも言うんですけども、公害防止ですね。私、調べておったら、地域の方から悪臭があったということを聞いております。後で地域との覚書の話ありますけども、大気汚染、それから悪臭防止法、それから、特に大気の場合はばい煙の測定ということがありますので、やはりその辺もきちっとしとけないといけないと思うんですが、再度焼却炉、使ってなかったら、例えば届出が要るかどうか、まずそれが一番で、もし要るならばちゃんと出す、もしくは休止届を出す、そういったことも町からしてあげたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御指摘の内容につきましては、再確認をさせていただきながら、適切な指導、あるいは届けの有無の確認も含めてさせていただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） それと、昨日もお話したんですけども、従来でしたら公害防止委員会を設置することができるということで、実際に1回、昭和57年に1回開催されたということです。それ以降、規則のほうで、平成13年に一部改正になっておるんですよ。その平成13年というのは、たまたまかも分かりませんが、セントラルファームの協定書が作られた月日と一致するんですよ。やはりそういった悪臭であるとか、いろいろ、もんであったために、そうやって改正されておると思うんです。

今回、譲渡契約書には、昨日も言いましたように、譲渡条件の中の3項に地域と公害防止に係る覚書を締結してと、これはもう町がかまないで、地域でやりなさいよということですが、これについて、もう少し町も一緒になって取り組むべきじゃないですか。後からいろんな大気汚染、土壌汚染、悪臭とか出てきたときに、どう町は対応されるんですか。今後、環境エネルギー課もできますが、その辺はどう考えておられますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 覚書につきましては、基本は地元あるいは運営者ですけども、当然、甲、乙、丙ですか、そういう形の中で、町としても参画できるような形の覚書の内容にしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 今、町長からそのような、町も入ってやるということを明言していただきましたので、ありがとうございます。

それ以外につきましては、最初、今から言うのおかしいですけども、経済福祉の第1回目は12月に委員会されたんですが、当初の実際のこれ、目的がございますね、同和対策の関係で条文に出てますが。この事業を40年間やった最終評価とかまとめとか、

この事業、トータル何億というお金が投入されとるわけですけども、国、それから町も2割ぐらい出されたと聞いておりますが、最終これの、この運営に対して評価というの
はされたんでしょうか。

それで、毎年、事業年度末には1年間の実績報告とかいうこともあります。ですが、
今回、この3月末で全てが終わるわけですけど、この事業に対して作るべきなのか、そ
してどっかに報告するんでしょうか。国から8億円ぐらいとか聞いとるんですけども、
8億が総予算で6億4,000万かも分かりませんが、そういったまとめはどのように考
えておられるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回の日南ブローラー生産組合の皆さんで、こうした無償譲渡
という形の方向性の中で、代表の方等とお話しする機会が二、三度、私自身がありまし
たけれども、そういったところで、御指摘のとおり、当初の目的、そして、その目的に
向かって40年間継続してきたと。役員の方々の変遷はもちろんありますし、様々な
営業、運営の中での困難もあったりとか、そういうお話もさせていただきながら、とは
いいながら、非常に10年間休むことなく今日に至ってるといふことは、生産組合の
皆さんとしても、自己評価にはなりますけれども、よく頑張ってきたなというふうに言
っておられまして、行政側としても、当初の目的の同和対策事業の中の一環の一つとし
て、1つは所得対策というところが大きな命題ではなかったかなというふうに思っ
ています。

そういった意味で申し上げますと、このたびの譲渡になりますけれども、継続してやっ
ていきたいというお考えで確認させていただいたので、今回の流れになっているとい
うふうに承知しておりますので、全体を総じて申し上げますと、どうか、所期の目的
は達成されたというふうに私自身は思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 確認です。先ほど土地、建物の評価は終わったというお
話ありましたけれども、評価額が幾らになったかということをお教えしてもらってないよ
うな気がするんですけども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 評価は県にお願いして、評価のほうは実施したとこです。
評価の金額っていうのがまだ上がってきてないというのが現状です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 何ていうんですかね、譲渡するんであれば、ある程度ど
のくらいの価格のものかということは知りたいというのはあるんですけども、それは
最終日までには分からないんでしょうか。（発言する者あり）

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） この場ではちょっと公表のほうはできませんので、資料提

供という形ができればと思いますので。ちょっとテレビが映っているところの個人情報のところでもありますので。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ぜひ資料提供をお願いします。

それと、もう一つは、焼却炉のお話が出たので、これも確認なんですけれども、ダイオキシンの問題もありますし、鳥は燃やさないということによろしいんですか、鳥の死骸は燃やさないということによろしいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） これは議題とはちょっと違うけどな。

坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 鳥の死骸のほうは、焼却は今そちらではされてないというふうになっておりますので。ただ、焼却炉のほうは残っていたというところがございます。

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、この焼却炉の能力についての御質問がありました。このことは採決にも影響すると思いますので、必ず最終日までには御報告をお願いしたいと思います。評価額については資料提供ということで、お願いをしたいと思います。

そうしますと、次に、議案第17号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、議案第18号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で、財産の無償譲渡に係る関係3議案の質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号から議案第18号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第18号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第12 議案第19号

○議長（山本 芳昭君） タブレット106ページ。

日程第12、議案第19号、日南町課設置条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

○議員（5番 岡本 健三君） すみません。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 1つ。いろいろな新しい課ができて、それで、住民の方の利便性ということはもちろん第一なんですけれども、そのほかに役場の体制という問題があります。それで、課ができれば当然課長さんがそこに配属されるということになると思うんですけれども、やはりジェンダー平等ということで、男性でない課長さんを増やしていただくということを期待しているんですけれども、その辺りのことについては、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的な考え方として、課長としての資質っていうところが問われますので、それに対しての人事配置っていうことを基本にして考えたいというふうに思っております。ですから、男性だから、女性だからという基本的な考え方ってというのは、従来からも持っておるつもりはないというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ただ、何ていうんですかね、フラットな考えで評価されてるという結果がこの議場の結果なわけですよ。執行部側には女性は、これだけ人がたくさんいて、女性はお二人、議員の側も1人で、もちろん自慢はできないんですけれども。だから、これもよく言われることなんですけれども、結局評価そのものが男性がしてるので、そこにバイアスがかかってるっていう。医学部で点数にげたを履かすなんていうのはもう完全に論外ですけれども、そんな表に見えなくても、やっぱりげたを履かせる面があるということ認識した上で資質の評価というのをさせていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、そういったバイアスは私は持ってないつもりであります。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第12、議案第19号、日南町課設置条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第19号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号

○議長（山本 芳昭君） タブレット109ページ。

日程第13、議案第20号、日南町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。
本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第20号、日南町職員定数条例の一部改正について。次のとおり、日南町職員定数条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、定年の引上げに伴います対応でありますとか、新規採用職員の確保というような内容、あるいは、あわせて、職員の働きやすい職場環境を充実するというような目的も含めて、あわせて、幅広い今、業務のほうが拡大してるということも含めてですが、職員の定数のほうを上げさせていただきたいという内容でございます。

具体的には、町長の事務部局のほうですが、この職員数を71人から9人増加して80人という内容と、教育委員会の事務部局の職員数ですが、現在29ですけれども、1人増やさせていただいて30人に、そして、病院のほうの事業職員ですけれども、80人から90人ということで10人の増加でございます。

病院のほうの内容につきましては、現在、多くが会計年度職員の方にも御勤務いただいているというような実態と、その方の高齢化っていうか、将来的なことも含めてですが、そういった状況にありますので、正職のほうで対応ができればという内容による10人の増加でございます。

施行期日ですが、令和6年の4月1日からであります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第14 議案第21号 及び 日程第15 議案第22号

○議長（山本 芳昭君） タブレット110ページから。

日程第14、議案第21号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第15、議案第22号、日南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、以上、報酬及び給与等に関する条例の一部改正関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第21号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

内容ですが、特別職の職員の給与に関する法律及び2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律によりまして、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。また、鳥取県西部地区の特別報酬等の審議会の答申等を踏まえまして、日南町議会議員の月額報酬を引き上げるものでございます。

2点ですけれども、日南町議会議員の期末手当の支給率を100分の165から100分の170に改正する内容で、年間0.1月分を引き上げる内容と、2つ目ですが、議長の報酬月額を31万6,000円から32万3,000円に引き上げるもの、副議長の報酬月額を現在23万5,000円から24万9,000円に引き上げるもの、そして、議会の運営委員長及び常任委員長の報酬月額を22万6,000円から24万円に引き上げるもの、議員の報酬月額を22万1,000円から23万5,000円に引き上げるもの、この内容でございます。

施行期日ですが、令和6年の4月1日からであります。

続きまして、議案第22号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、特別職の職員の給与に関する法律及び2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。また、鳥取県西部地区の特別職の報酬等の審議会、これの答申等を踏まえまして、日南町特別職の給料月額を引き上げるものでございます。

先ほどと同じように、1点目は日南町特別職の期末手当の支給の率でございますが、100分の165から100分の170に改定するものでございます。年間で申し上げますと、0.1月分の引上げでございます。

2つ目として、町長の給料月額ですが、81万円から81万4,000円に引き上げるもの、副町長の給料月額を65万円から65万1,000円に引き上げるもの、教育長の給料月額を58万8,000円から61万1,000円に引き上げるものという内容でございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日からであります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第21号の質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） この議案は議員の報酬を上げるという議案ですけれども、議員の報酬を上げるという議案であれば、議員発議をするというのが本来のところだと思いますが、これを執行部から提案された経緯というのを説明していただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 議員発議というやり方もあるのかもしれませんが、先ほど説明しましたように、西部地区の特別報酬審議会というところの会議もありますので、そういった内容の答申を受けた形での提案を私のほうからさせていただきたいということの内容であります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 町長よく御存じだと思いますけれども、議員の報酬のほうは、報酬審議会にはもう縛られないという。以前は報酬審議会の答申を尊重するというような内容が条例にあったわけですけれども、それは削除しまして、報酬審議会には縛られないということになっているので、その報酬審議会の答申を受けてというのは理由にならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御指摘の条例の内容の改正については、もちろん承知しております。ただ、どこを基準にするかっていう話になると、西部地区でそういった審議会を、町長の報酬も含めてですが、議会の議員の皆さんもっていうところで審議会で審議していただいている経過がありますので、その内容のほうを重視した提案をさせていただきたいということであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 審議会の答申の内容を重視されたということなんですけれども、一番やはり重視すべきは住民の方の声だと思うんですが、町長、その辺りは、この議案を提出するに当たっては、どういった御意見を聞かれてるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 議員御案内のとおりだというふうに思っておりますので、特に日南町の議会議員の皆さんについての今までの経過、その中で、住民の代表の方の発言等もあった流れが過去にありますので、過去いっても、そんなに前ではありませんけれども、そういったところはということと、現状のやっぱり社会の流れの中でということも加味しまして、上げるべきだという認識をしております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） もちろん過去に、そういう上げるべきだというふうに住民の方が公聴会でおっしゃったということは私も存じ上げてます。ただ、それからしば

らく時間がたって、コロナがあって、それで、今も大変な物価高騰に住民の方、見舞われているというこの状況で、やはりもう一度、住民の方の意見をきちんと、できるだけ広く聞くべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） そういう経過はありますけれども、特にこれからの社会の中で、今、社会がやっぱり賃上げていくところの動きっていくのが求められてますし、そういう動こうとする実態があります。ですから、そういったことも加味しながら、上げるのがまだ、どうか、以前がかなりの期間が空いておりますので、そういったことも加味しながら、私のほうから提案をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 次に、議案第22号の質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） このたび特別職の給料月額を引き上げるという提案であります。提案理由また内容については十分理解をするわけなんですけど、この議案28号においては、これからですけど、減額をする条例の制定が予定されておるわけでありまして、同一会期によるこの本定例会において、上げる、下げるというのを同時にやるというのは大変、自分とすれば納得のいかないものでありまして、やはりこれを上程されるのは機会を改めることを検討していただきたいと思いますので、このたびはできたら取り下げていただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） そういう御意見ではというふうにはお伺いしましたけれども、どちらかというと、分けて考えていただければというふうには思うところであります。特別職の給与は、先ほど申し上げましたように、社会的な背景と、それから西部の町村で組織します報酬等の審議会等を踏まえた答申の中でありまして、そして、御案内のように、28号のほうでは、前回提案をさせていただきましたけれども、減額というところは、それはたまたま、たまたま言や語弊がありますけれども、そういうのがあった背景の中での、どういんでしょうか、考え方でありまして、それは別々という形の中で御理解を賜ればというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 別々という考えを持ってほしいということではありますが、なかなかそれが持てないというのが、1つの頭で理解することでありまして、難しいわけでありまして、当然、提案理由は理解をしますし、また理解しますが、この西部地区特別職報酬審議会の意見を反映するのが本定例会でなくてもよいではないかというのが、自分とすれば一番です。要するに1つの定例会の中で、片方では、いろんな事情があって、突発的なことなのかもしれませんが、減額をする今度は条例を制定する、このたびは条例の一部の改正をするというのを、本定例会、1つの同一の定例会とするこ

とにはいかがなものかと強く思っております。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第28号のほうで説明させていただきますけど、基本的には3月分の、今月分の減額ってことですし、議案第22号につきましては4月以降についての報酬ってことでありますので、そういったところも加味しながら御理解を賜ればうれしいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） この西部地区特別職報酬審議会の意見を反映させる形でこのたび上程されましたが、これがこの本議会でなければいけないという、自分はその根拠が分からないわけで、自分、理解を十分しとるわけなので、本議会を避けて、改めた機会での提案というものは考えられませんか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 西部の特別職の報酬審議会の内容につきましては、各市町村が必ずということではないというふうに私は思っています。ただ、ここ8年以上も変更もしておりませんという状況もありますし、それは西部圏域全体ではありますけれども、そういったこともあって、昨年の令和5年の春先のほうに諮問をさせていただいた結果が今回の、先ほど説明させてもらった引上げにつながってるっていう、結果的な内容でございますが、そういった経過がありますので、できれば、日南町だけ特別っていうことは法的にできないということではもちろんありませんけど、足並みをそろえた形の中で、西部圏域全体の中で進めていくべきかなという考え方を持っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 端的にお聞きします。退職手当に関する条例の第5条の3に、町長の退職手当について、在職期間1年につき100分の500という規定がございます。これ、前回町長が任期を終わられたとき、そして次に任期を終わるときに退職手当が幾ら支払われるのか、概算で結構ですので教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 私の口からそのことは申し上げられませんので、計算をしていただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。在職期間1年につき100分の500ということですので、1年間はもちろん12か月ありますので、そのうちの12か月のうちの5か月分の退職手当が1年につき支払われると。だから、実質的に年間報酬にすると、1.5倍とまではいかないんですけども、かなりの退職手当が4年ごとに出るといって、そういうことです。解散すれば1,000……。公の場であんまりいいかげんのことは言えないんですけども、相当な額になるということですね。

だから、住民の方の感情と併せて、今、八十数万円の報酬を受けておられておって、

これだけでも日南町の中では本当に高額な報酬を受けておられるという状況です。さらに、またこういった期末手当ですとか退職手当とかいうものも、町長、責任が重いからといえばそれまでですけれども、本当に破格の金額を受け取られていて、それで、さらに、答申があるから、あるいは賃上げが求められているからということでやるということについては、どうでしょうか。ちょっと私、住民の方の理解が得られないんじゃないかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 捉え方は様々かなというふうには思っておりますけれども、ただ安ければいいという考え方っていうのは、やっぱりこれからは、どういいますか、それぞれの適切な給与っていうところがあって、報酬審議会あたりも、そういったところも加味しながらの設定金額になっております。また、手当のほうも、退職手当の率につきましても、やはり圏域の中で、どういいますか、市町村職員組合であったりという組織の中で、職員も含めてですけれども、そういった率の中で設定をしておりますので、ということは御承知いただければというふうに思っています。

高いか安いかっていう話はもちろん、それぞれ皆さん方の給料もある中で、いろんな捉え方があるっていうふうに思っておりますが、そういった個人的な考え方ではなくて、一定の、どういいますか、組織の中で、今回でいえば、審議会等の中でも議論いただいたものであります。ですから、社会的な背景も踏まえながら、職員でいえば人勧あたりの動きもありますので、そういったところも加味した中で上げ下げが当然あり得る話でありますので、そういったところの中で御理解をいただければというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） さっきから、議員報酬のときもそうですけれども、お話を伺っていると、審議会があるからとか、ほかのところと合わせているとかっていうお話ばかりで、住民の方がどう思っているかっていうことが一切出てこない。一切というか、過去に公聴会をやったということは出てきましたけれども、それ以外に出てこないわけで、それはやはり、議員もそうですけれども、役割ということがきちんと評価されるのかどうかということは非常に重要なことだと私は思います。ですので、そういったこともぜひ加味した上で御考慮をいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 当然、低いっていう、高いっていう数字の考え方っていうのは、やっぱり責任的なところの配慮があったりっていうのが当然の数字の考え方だというふうに思っておりますので、安けりゃいいということではないというふうに私は思っていますし、それこそ特に高ければならないという考え方も持っておりますので、その辺の判断は、どういいますか、住民の皆さんの当然御意見があろうかというふうに思

っておりますけど、これの数字に、どういんでしょうか、責任を持って、私自身もこれから取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 先ほど来、住民の御意見も聞いてというようなお話もあるんですが、住民の代表として私たち議員もここにおりまして、そういう意味でいいますと、しっかりと私たちがこの場で議論することが大切ではないかということを一言申し上げますけども。

ちょっと報酬の引上げの関係の具体的な金額について1点伺います。今回、町長、副町長、教育長ということで、町長が81万が81万4,000円ということで4,000円の引上げ、そして副町長が65万から65万1,000円で1,000円の引上げ、そして教育長のほうが58万8,000円から61万1,000円ですかね、ということで、引上げ額も大きいです、教育長さんがですね。そして、加えまして、去年の3月ですか、そのときにおきまして、たしか58万8,000円になったのが、そのときのまた引上げが1年前にあったということですが、そういう意味におきまして、教育長の報酬のほうが昨年来、非常に上げ幅が大きいと思います。この理由についてちょっと、確かに報酬審議会というお話もあるんですけども、その辺の額がこんなに変わってきたと、大きくなったという理由について伺いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、先ほど説明させていただきました引上げ後の額、この額が今回の審議会のほうで答申された数字であります。ですから、それに合わせたということであります。

上げ幅の額につきましてはそれぞれ違いますけれども、今回の考え方として、職員あたりのほうも、どういんでしょうか、人勧がありますけれども、昨今の動きとすれば、若い年代層の皆さんの引上げ率が高いという傾向が続いておりますので、ですから、どちらかというと管理職の皆さんのほうが、率的にはですよ、低いような傾向の人勧の流れがありますので、ということも多分、答申の内容の背景にはあるんだろうというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で、報酬及び給与に関する条例の一部改正関係2議案の質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号から議案第22号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第22号は、質疑までにとどめることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時45分からといたします。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで町長から発言を求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほどの日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の内容につきまして、一部私のほうが訂正をしないといけないということで確認しましたので、改めて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

内容的には、先ほど西部の特別職の報酬審議会というところで、町長と副町長と教育長それぞれが審議会の答申の内容にありましたというような発言をしたというふうに思っておりますが、正しくは、町長だけであります。議会は議会で別にありますけど、三役の中では、私の職務についてのみが報酬審議会からの答申ということで、訂正をさせて、おわび申し上げたいというふうに思っております。副町長と教育長につきましては、現状と上げ幅を勘案しながら、西部の町村の中で一定の基準額みたいなものを設定して、ただ、それが強制的なものであるということではありませんけれども、そういった流れの中で給料月額のほうを提案させていただいてるということで、改めておわびし、訂正したいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

日程第16 議案第23号

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、続きまして、タブレット113ページ。

日程第16、議案第23号、日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第23号、日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、地方自治法の一部を改正する法律、これが令和6年4月の1日から施行されることから、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため、所要の改正をする内容でございます。

勤勉手当のほうですが、基本的には一般職の職員と同じ取扱いをするということで、計算方法につきましては、6月及び12月ですが、勤勉手当の基礎額に対して100分の102.5を支給するという内容でございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日からであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 日南町では、会計年度任用職員の勤勉手当というのは、これまでお支払いがなかったということで、このたびのこの条例改正によりまして、年間2.0月分ですか、支給できることとなりますが、今回のこの年間の期末手当2.45と合わせまして年間4.5月分ということが支給されることとなりますけれども、これによりまして、先ほど町長申し上げられましたように、正規職員との格差が是正されるということで、会計年度任用職員のモチベーションが上がるのではないかと、大きな前進であるなと思っております。

ただ、一方で、町には定年退職後に再任用職員として働く職員も在職しております。再任用職員においては、この勤勉手当につきましては、このたび特に条例的なものが出ておりません。期末勤勉手当は、年間、今2.35月分ということであります。

また、昨年12月の人勧に伴います給与の引上げ、これにつきましては、在職します正職員の場合は1.5%、会計年度任用職員は5.9%、再任用職員は0.7%ということで、そのときの給与の引上げ、再任用職員非常に低かったというふうに資料を頂きまして、確認をしたところでございます。再任用職員は、給与引上げも率も低く、かつ、勤勉手当の増額もなされておられません。業務の内容的には、主幹クラスの業務をされているんだというふうに理解をしておりますけれども、このような状況では、やはり町職員としての再任用職員のモチベーションというのは上がらないのではないかと、非常に危惧しておるところでございます。

今回、今期定例会の中に提案がありました議員報酬の関係、それから、先ほどまで議論しました特別職の給与の関係、それで、今提案がありました会計年度任用職員の勤勉手当の関係とあるわけですが、やはりこの会期中に併せて、再任用職員の勤勉手当につきましても検討すべきではないかということで、直接的なこの議案に対しての考えというわけではありませんけれども、日南町職員の給与全体を考える中での物の考え方ということで、この辺の町長の考え方というのを伺いたいと思います。どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現行ですけれども、基本的には国に準拠した形の中で、条例上の給料、手当のほうも含めてですが、そういう考え方で整理してるのが現状であります。

今回、会計年度って話も、基本的には国のほうからの流れってところがありますので、そういったこともありますので、現時点では条例改正ってところまではいってはおられませんけれども、同じような仕事をこれからもしていくって話の中でいくと、国あたりへの要望も含めてですが、そういった取組、あるいは考え方はしていきたいというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 情報によりますと、鳥取県あたり、やはり国の考え方と

は若干、やっぱり前向きな形で再任用職員も同率の期末勤勉手当を出しているというような報道もあつたりしたと思います。特に、公務員の定年を65歳に引き上げるという経過的なこの制度の流れの中において、非常に制度のはざまっていうんですかね、そういうところで、この再任用職員の位置づけというのがちょっと制度からこぼれ落ちてるんじゃないかなというふうに私は感じます。そういうようなところも考えていただきながら、この日南町職員全般的な給与の捉え方として再度、町長、考え方をお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 職員の要望的にはお伺いしとりますし、現在、まだあまり公表できないっていう状況ではありますけど、内部的なところの中でちょっと議論を始めてるっていうことはお伝えできるのかなというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。（発言する者あり）

まだ、続き。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） それで、私、こうやってお話しとるんですけども、ちょっと全体的に、他の議員のほうにも今の状況というのを確認していただきたいなと思ひまして、現在の正職員、そして会計年度任用職員、それから再任用職員の期末勤勉手当の率、合計ですね。それと、今、上がってます条例の改正後のそれぞれの率を一覧表にして、表にさせていただいて分かりやすくちょっと資料を、手間ですけれども、非常にこの給与の関係っていうの難しい、読み解けないところがございまして、資料をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか、議長、よろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） はい。本会議中に資料提供ということはなかなか認めにくいところではありますが、この議案に関するということで、できますか。

實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 今期定例会中ってなりますと長くなりますが、速やかに準備はさせていただきたいと思ひます。

○議長（山本 芳昭君） 可能ということでございまして、提供していただければと思ひます。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 今、再任用職員のお話があつて、再任用職員の方もそうでしょうし、それと、やはり私は以前から申し上げてるとおり、会計年度任用職員の方、勤勉手当は出るようになりましたけども、まだ住居手当は出てないんじゃないかと思ひます。それと、そもそも会計年度任用職員の方、給与が頭打ちになつてしまつて、5年くらい働いたら、もう後は昇給がないというような状況もありますし、あと、それから以前に申し上げたのは、昇給を令和5年の4月1日に遡るんだつたら、勤勉手当も遡つてほしいということも申し上げたんですけども、結局は国に準拠するということで、先ほどあつた答弁の内容だと思ひますけれども、国に準拠しなければいけない理由

ていうのがちょっといま一つ私には分からなくて、どういう理由で国に準拠しなきゃいけないんでしょうか。地方自治の独立性というのは認められてるはずですけども。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 本町におきましては、鳥取県のように人事委員会というものの、組織はございません。やはり慎重に、幅広く情報を収集する中で、皆様の給与をはじめとする諸手当、福利厚生につながる部分については、しっかりとした議論の下で定める必要があるという認識の中で、これまで国の法律に基づき、いわゆる国準拠として運用してきたわけでございます。これからもそのような基準の中では進める予定でございますけども、議員の御意見ありましたことは承りたいというふうに考えておりますが、基本的にはこれまでどおりの国準拠という形で進めたいというふうに考えてございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 人事委員会の組織はないというのはそうなんですけれども、それでも、例えば役場の中でそういった検討をする委員会のようなものを立ち上げるといようなことも、あるいは住民の方も含めてそういう意見を聴く場をつくるとか、やりようは幾らでもあると思うんですけども、何ていうんですかね、だから、それはやりようはあるんじゃないかっていうことが一つ。それと、あともう一つあるのは、財政的な問題はあるのかなとは思うんですけども、国に準拠した形であれば、交付金として下りてくるけれども、国に準拠してないと国から交付金が減るとか、そういうような問題があったりもするんですか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 議員おっしゃいますように、後段の財政的な面につきましては、このたびの予定の中、勤勉手当につきましても、交付税措置されるというふうにあるように、やはりそういう影響はあろうかと思えます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） それで、財政的な問題であれば、やっぱり財政調整基金もあるわけですし、これも国からはあまりため過ぎるなということが言われてるはずですけども、ため過ぎると、今度は交付税を削るぞっていようなこともあるようなこともお聞きしますけれども、今回財政調整基金からの繰り出しはないということですが、その辺りも含めて、財政的な面は検討してもよいのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 財政的なことは加味する部分はもちろんありますけど、基本的に給料をどうするかっていうところで、現在、職員は国の人事院勧告、あるいは県の人事院のそういう審議する場があります。それを基本的には準用してるっていうところで、それが現状であります。それを町単独でっていうことをするようになると、膨大なやっ

ぱり労働力っていいんでしょうか、というところがあります。ですから、職員もそうですし、給料表自体を1つずつ作るにも、あるいは改正するにも様々な分野がありますので、それを単町でってということになると、それなりの逆に語弊が出てくる可能性も生まれてくる、可能性ですけれども、あるというふうに思っております。前段で申し上げると、そこまでの事務を担うってという体力はないというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第17 議案第24号

○議長（山本 芳昭君） タブレット115ページ。

日程第17、議案第24号、日南町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第24号、日南町介護保険条例の一部改正について。次のとおり、日南町介護保険条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令、これが令和6年4月1日から施行となるため、日南町の介護保険条例の保険料率等について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容の主な2点でございますが、1点目ですが、保険料の基準額のほうを月額5,700円で据置きってということ。もう1点は、保険料の標準段階を、現在10段階ですけれども、13段階へ段階を多くして、低所得者、第1段階から第3段階の保険料を引き下げ、高所得者、10段階から13段階の方ですけれども、この保険料を引き上げるものでございます。また、第7段階以上の所得の区分のほうを併せて変更をしてるものでございます。各区分の内容につきましては、表等を御覧をいただければというふうに思っております。

施行期日ですが、令和6年4月1日からであります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 今、御説明ありましたとおり基準額据置きで、10段階を13段階に変えるということで、それで、保険料についても、先日、同僚議員の一般質問で、どのくらいの金額が変わるかということもある程度説明がありました。私がお

聞きしたいのは、総額として保険料、見込みとしては増えるのか減るのかということをお聞きしたいんですけれども。（発言する者あり）

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 総額について、すみません、今手元に持ち合わせておりませんので、確認をさせていただいて、報告させていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。それは確認をしていただくとして、町のものについては。

実は、これは国全体でいうと、この13段階に変えることによって、国が支出する額が減ってます、100億円以上減ってます、国としてです。ですので、何か低所得者の方のために負担をいただくというような趣旨のことが言われてるようなんですけれども、実はその裏で、全体として国が出すお金を減らしているという面があります。ですので、制度変更が国に準拠と言われてしまうと、介護保険こそ大変なのかもしれませんけれども、そういった面もあるということをちょっと指摘しておきます。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第24号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第18 議案第25号

○議長（山本 芳昭君） タブレット119ページ。

日程第18、議案第25号、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第25号、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について。次のとおり、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正ですが、具体的には、日南病院の自動車を往診等に使用した場合におきまして、町民の受診機会の促進及び経済的負担の軽減という目的で、使用料を無料とするものでございます。ただし、患者の輸送を伴う場合につきましては、1キロメートル当たり108円の基準に基づき算出した額を請求するものでございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日からであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第25号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第19 議案第26号

○議長（山本 芳昭君） タブレット120ページ。

日程第19、議案第26号、日南町消防団条例の一部改正についてを議題とします。本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第26号、日南町消防団条例の一部改正について。次のとおり、日南町消防団条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、消防団の組織体制強化のため、副団長を1名追加することに伴い、条例定数を1名追加するものでございます。

また、団員の任用要件のうち、団長及び副団長の年齢要件というのがありますが、その年齢要件のほうを削除するというのを含めております。

具体的には、団員の定員を今は103人ですけれども、1名追加するというので、104人のほうで改正というお願いの内容と、あわせて、団員の任用要件のただし書、いわゆる、「ただし、団長及び副団長の年齢については、この限りではない」という文面を削るという内容でございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日からでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第26号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第 20 議案第 27 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 121 ページ。

日程第 20、議案第 27 号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 27 号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正について。次のとおり、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町の若年人口の増加・定住化を推進し、豊かで活力あるまちづくりに資することを目的として、町内に住所を有し、居住する児童生徒の保護者等に、対象生徒が小学校、中学校、高等学校等に進学したときに、進学の祝い金を交付するものでございます。また、出産祝い金の額のほうを統一し、増額する内容としております。

具体的には、進学のお祝い金の交付につきましては、当該年度の 4 月 1 日時点の 1 年前から町内に住所を有し、居住する児童生徒の保護者に次のとおり交付するというものでございます。小学校の進学時に 10 万円、中学校の進学時に 20 万円、高等学校等の進学時に 30 万円。また、出産祝い金の交付の額につきましては、一律 10 万円を交付するという内容でございます。

施行期日ですが、令和 6 年 4 月 1 日からであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） このたび出産祝い金、これまでは 3 万円から 7 万円だったものを一律に 10 万円ということで、子育ての関係でお祝い金という名目ではありますけれども、支援をするということでございますし、進学の祝い金ですね、新たに新設されるということですけども、小学校、中学校、高校と進学をされるときに、それぞれ 10 万、20 万、30 万というふうになっております。私、この祝い金というものの感覚が、一般的に私の感覚ではやっぱり 10 万円以内のものではないのかなというふうに捉えるわけですけども、特にこの進学祝い金の 20 万円、30 万円というところにつきまして、そのお考えを、一応お聞きはした部分はあるんですけども、再度この場でその考え方について伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 背景として、前回申し上げましたけれども、今の子育て世代の皆さんの経済的な背景っていうところはかなり厳しいところが、以前と比較してでも、いわゆる出るほうが多くなってきてるっていう現状の中で、やはりしっかりと子育てを

していただきたいという思いの中で、特に小学校、中学校、高校の入学時につきましては、今、上げております数字の半分ぐらいはそれぞれ改めて準備する必要性がある内容だろうというふうに思っていますので、そういったところの支援ということを基準に考えさせていただいております。

また、出生につきましても、若干統一した形で、金額も上げさせていただいたということで、基本的には現状、人口減少というか子供さんの、出生率のほうも下がってますし、町内でも出生者数自体が下がってる傾向があります。そういったことも含めて、これからの日南町の中で、やはりお子さんが生まれるっていうことは重要な分野の一つだというふうに思っていますので、それを行政としても、町としても応援するという基本的な考え方の中で設定をさせていただいたということでもあります。どうぞ御理解をいただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） このような形で一度設定をいたしますと、将来やっぱりこの金額というものをある程度継続していくという覚悟が必要だと思います。思いつきでこの金額を、新たな祝い金をつくるということになりますと、数年で、例えばそれが終わってしまった、3年間、4年間、5年間、そのときだけ本当によかったなで済んでしまうというようなことになるのではないかとこのところを懸念するわけです。それに対して、町長の覚悟というか思い入れというのを、これを本当に継続していくのかどうかという思いを、覚悟をちょっと表明していただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 私の在任中はもちろんですけども、誰が次られるかは別として、やはりこれからの在り方として、子育て支援っていうか、基本的には結婚からだというふうには思っておりますけれども、こういったお子さんをたくさん産んでいただくっていう、そして周りの皆さんが協力しながら育てていくっていうことを基本にしていけないと、町もそうですし、国内全体として、どういんでしょうか、将来的な未来のある、そう思えるような安心なまちづくりをそれぞれが、うちだけではなくて、基本的には、その辺が広がりが出ていければ一番いいというふうに思っております。日南町とすれば、あるいは私個人とすれば、単年間ということではなくて、長期的な視点の中での施策ということで御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 同僚議員が先ほどおっしゃいましたけど、前の会で、参考としてネットで調べられた入学準備に必要な経費というのが示されておられて、その倍に当たる金額がこのたび提案されているわけでありまして。この倍になる分が祝い金だろうと思います。その半分になるのが、俗に言う支援金、ランドセルとか体操服とか、要するに必ず入学時に必要な経費がひょっとしたら支援金という形なのかもしれませんけど、スタートするに当たって、先ほど同僚議員が言いましたけど、この祝い金として

必要最低限のものを応援してあげるといふ性質のほうが自分とすれば大事ではないかなという、そこからまずスタートして、この示されました5万円、9万円、16万円というのが必要経費として、示していただいたわけなんですけど、やはりそれに準ずるもので、自分とすればいいではないかと思うわけです。こういったのを、支援を、給付をたくさんすればするほど、それは受けはいいわけですし、また他町とのすみ分けもできるかもしれないけど、やはりそこはほかの自治体との競争になりますので、それよりももっと誠意を持ったほかの施策でそれ以上のことを対応するという考え方のほうが自分は正しいと思いますが、どうでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど申し上げましたように、入学時の数字の約半分近くが現状の、実際に支出されると思われまふという概算数字を背景として説明をさせていただいておりますけど、将来にわたってはやはり物価高騰もありますし、あと祝い金っていいでしょうか、家族の皆さんのやっぱり経済的な支援というところも含めて、そういう数字の設定ということの基本に考えさせていただいたということで御理解をいただければなというふうには思っています。

他の町村とのところはもちろんありますけれども、やはり日南町として、本当に子育てに対して応援してらるってところを基軸に考えさせていただいたことでもありますので、気持ち的には誰も同じようにお持ちだというふうには思っておりますが、背景的には経済的に苦しいというところの環境が、ちょっと私たちが子育てした時期とはやっぱり変わってきてらるってこと背景も踏まえて、御理解をいただければというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 趣旨も分かりますし、こういったことをすることによって、この当事者である両親とか家庭には大変ありがたいと思っておりますけど、このこども未来応援金という形ですけど、さきの一般質問でも申し述べましたけど、やはりこういったよりももっと婚活のほうに重点を置いて、日南町に残ってもらう、当然住宅政策もそうですが、そういった面に幅広く使われたほうが自分とすれば筋が通ると思うわけなんですけど、これを最後の質問としますが、その点どうでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 議員御指摘のとおり、基本的には婚活からスタートだという、婚活いうか結婚からスタートだというふうには思っております。ですから、今までも委託方式ではありますけどやらせていただけてらるってことで、実績あたりも、少数かもしれないませんが結果が生まれてますので、その分野を、どういいますか、拡充しながらというか、思いもやりながらということだけは、結婚に対する婚活あたりを提言することではなくて、併せて拡大っていうか努力はしていきたいというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 特に進学祝い金なんですけれども、このお金にこだわる理由というのは何なんだろうかっていうことなんです。つまり、小学校だったら教材費の無償化というようなことをされてるところもありますし、中学校、高校になれば制服を無償化してるというところもございまして、御存じだと思います。そういったことをすれば、ある意味確実にお子さんの利益になるというか子育てになりますし、イメージとしても、どうなんだろうね、どっちがいいのかというのはあると思うんですけども、ちょっと現金を、お金を選んでもというその理由をお聞かせいただければと思うんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど申し上げましたように、進学時にはそれぞれお金が要りますという話だと思います。現金が要るって話だと思います。それと、示させていただいた数字は約半分近くですけど、実際的にはほかの関連するものがあるってふうには思っておりますけれども、ということで、財政的な支援、経済的な支援ってものを基軸に考えさせていただいたということでもあります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） いや、単純な話なんですけれども、祝い金をするならば、それはいいですけども、教材費を免除すれば、何ていうんですかね、その分、現金は保護者の方は当然使わなくていいわけですし、そこは普通に助かると思うんですけども。分かりやすいからとかいうことなんですかね、あえてそういう実際のものに対してお金を出すんじゃなくて、お金を出して、とにかく何に使ってもいいですよという形にするということが目的なんだろうかと。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 保護者の皆さんから、やっぱり多様な使い方ができるというふうに思っておりますので、おっしゃられるように個々の支援策っていうところは、やり方とすればあろうかなというふうには思っておりますが、その辺の考え方は今、国のほうでどんどん子供さんの支援っていうか、そういった動きの中で改正されてるっていうことは御承知のとおりだというふうに思っておりますので、そういったところの、国がやるべき事業的なところの思いと、市町村独自でやるべきっていうか、市町村ごとで特徴ある実態に合わせた形での支援っていうのは違ってくるんだろうというふうに思っておりますので、そういった形で今回は、日南町とすればこういう形の中で子育てに対する支援を進めていきたいという内容でありますので、やり方は様々あろうかなというふうに思っておりますけれども、こういった提案をさせていただいてるということで御理解をいただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第21 議案第28号

○議長（山本 芳昭君） タブレット123ページ。

日程第21、議案第28号、日南町特別職の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 前回に質問の漏れがありまして、2件ほどお聞きしたいと思います。

前回、管理監督者、要するに今回は主事、主幹ということですので、室長さん以上の処分があったと思うんですが、具体的に教えていただきたい。室長がどうだったか、課長がどうだったか、処分内容。

2点目は、今回2名の方の相当重い処分を受けられました。この方についての定期昇給扱いはどうなったのかの、この2点を質問いたします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） まず、1点目の件でございます。案件は2件ございました。

1件目につきましては、室長、課長それぞれ厳重注意という処分を行っております。もう1件の事案につきましては、室長を訓告、課長については厳重注意という形での処分を行っております。

また、2点目の御質問でございますが、それぞれにまだ確定したわけではございませんが、何らかの影響というものを科すべきであろうということで、今、内部的に整理をしている最中でございます。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） まず、管理監督すべき方の処分で、室長が訓告で課長が厳重注意、これ逆じゃないんですか、厳重注意は低いわけでしょう。要するに、一番上は減給とありますけども、戒告、訓告、厳重注意ですね。そういう重きがあるんですけども、ちょっと今、先ほど最初の件について、室長も課長も厳重注意ですね。そして、次のほうが、室長が訓告で課長は厳重注意、どうなんでしょう。その辺ちょっと確認したいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 当事者を監督すべき直接の上司というのが室長でございますし、そのさらに上司っていうのが御承知のとおり所属長、課長でございます。当事者

については、それぞれ処分内容は御承知のとおりでございますが、直接管理監督すべき立場にある者が重いというところは、他の事例をもって同様のことで、このたびの処分につきましては、そういったところも参考にしながらも、適正な基準に基づき処分を科したというところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 次に、昇給の扱いなんですが、質問しました。具体的に今、答えていただかなかったんですが、号給は何号減らすとか基準は決まっておるんですが、実際に2月20日に審査会で決定されて、3月からか分かりませんが、3か月、6か月になると必ず昇給時期が訪れるわけです。そのときの昇給の何級下がるか、そういうのも決まっていんですか、審査会で話はされなかったんですか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 懲戒審査会においては、そこまでは話をしておりませんが、議員御指摘のとおり基準がございますので、そういった形での昇給でしたり、そういったところについてはしかるべき対応を処す予定ではございますが、あわせて、勤勉手当等のあたりの状況もでございます。そういったところも含めましては、まだ整理中ということでお答えしたところでございます。よろしく願いたします。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 2月20日に審査会されたならば、やはりそこまできちんとすべきじゃないでしょうか。それからもう2週間以上たつとるわけですけども、やはりその辺は私はそう思うんですけど、後々やりますだと、どんどんどんどんずれていくということになりますので、その辺はどうでしょう。もう一度願いたします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 懲戒審査会で諮る内容とは違いますが、事務としましては、議員おっしゃいますように速やかにすべきところでもあります。その辺りは遅延なく進めているというところで御理解賜りたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第21、議案第28号、日南町特別職の給与の減額に関する条例の制定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） このたびのこの2件につきまして、私は反対の立場で討論させていただきます。

この2件が同時で処分になったわけですけど、これは1件1件独立すべきだと思います。発生時期、判明した時期、やはりそれは速やかにすべきであって、たまたまこのちょっとずれた時期が2つあって、まとめてやったよと。私は、一つ一つの事案に、申

し訳ないですけども三役の処分をきちっとすべきだと思います。したがって、今、先ほど処分された方、大変重き、昇給まで下がり、期末手当とか全部かかってくるわけですね。そういう重き事案なんで、私の思いは、例えば町長のみ2か月以上にすべきだと思いがりましたので、これの件につきましては反対いたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 私は、本議案に賛成の立場で討論いたします。

この議案につきましては、町職員の不適切な事務処理、行政の支払いの遅延があったりとか、町営住宅の入居が遅れたり請求がしてなかったりということですが、町長、副町長、教育長がそれぞれの管理監督の責任というのを、自らを正して、自らの給与の減額を行うものでございます。減ずる額の大きい小さいはあろうとも、その捉え方というのは人の感覚によって変わってくると思いますが、私は、やはり自らの身を正す姿勢については理解できます。そういう意味におきまして、本議案は賛成でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第29号

○議長（山本 芳昭君） タブレット124ページ。

日程第22、議案第29号、日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第29号、日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について。次のとおり、日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町の地方創生推進に係る事業の財源として、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として認定された地域再生計画、日南町まち・ひと・しごと創生推進事業であります。このために法人が寄附した寄附金を活用するために基金を設置するこ

とを目的として制定するものでございます。

地域創生推進に係ります事業は、次のとおりとして大きく4点を掲げております。

1つ目ですが、しごとをつくり、安心して働けるまちづくり事業、2つ目ですが、日南町への移住、定住促進事業、3つ目ですが、結婚・出産・子育ての希望実現事業、4つ目ですが、安心して暮らし続けられるまちづくり事業、以上4点でございます。

施行期日ですが、公布の日からとしております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 私は先日、2月21日に開催されました全協のほうで、この基金条例につきまして説明を受けまして、そのときに申し上げたことが、この条例に企業版のふるさと納税の寄附金の使途を公表するというのを、条例の条項として加えたらどうでしょうかということをお願いしたところ、担当室長のほうからは、条例案を検討するというふうに御回答を得ております。この条例、そのときと変わっておりませんが、検討の結果、そういうことは要らないよということで条例が提案されたのかどうかということを確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 御意見頂戴した後に、速やかに内部で検討いたしました結果としては変えてございません。その理由としましては、一つには性質上のところが大きいところではございますが、寄附額や寄附者名というのは本来非公表、寄附者が公表の可否を決めるというところが1点大きなところでございました。その他、使途や活用計画につきましては、先ほど町長説明しました柱を掲げてございますが、その辺りをしっかりと定めて、計画自体、寄附者の意向に沿って進めていくというところに主眼を置いた結果、そのような形とさせていただきました。しかしながら、今後の状況を見ながら柔軟に対応はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） ちょっと私が言ったことと若干捉え方が違ったのかなと思います。今は、それこそホームページのほうに企業名とかが出てますけども、もちろん金額は出てません。そういうことではなくって、頂いた寄附金を、使途のことは確かに条例にも書いてありますし、このパンフレットのほうにも出てはおりますけども、全体として幾ら頂いて、この事業に幾ら、要は活用させていただきましたということ。ほんで、その事業の、例えば成果とかいうのは、しっかりとホームページなりでPRしていただきたいなというところなんです。

といいますのが、ふるさと納税1億円を目指すという町長の大きな思いがある中でこの事業の展開ということだから、それくらいのことをこの基金条例にぜひ書いたら、まさに自ら進めることに対して、その責任も負いながらやっていくという姿が見えるんじゃないかなということでございます。参考になるのは、やっぱり森林環境譲与税の使

途の公表というようなことが法律で定められて、公表しなさいよとなっております。そういういい前例があるのに、何でうちはこのことしないのかなということで、そのときには申し上げたところです。条例に書かなくとも、必ず頂いた金額というのの使い方、幾らはこれに使いました、使いましたということをずっと公表していくことによって、ああ、やっぱり寄附して、これだけ日南町に活用していただいたんだということが将来的にも見れるというふうにしていただきたいなという思いでございますので、そういうことをやりますよということを町長がこの場で言うていただければ、条例の中にあえて書かなくてもいいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 岩崎議員の先ほどの発言されました趣旨につきまして、私のほうも寄附でありますので、使い道をどういう形のところに使いましたっていうところはホームページ上っていいでしょうか、そういったところでは公表していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第23 議案第30号 から 日程第29 議案第36号

○議長（山本 芳昭君） 予算関係フォルダー、令和5年度補正予算書ファイルをお開きください。

日程第23、議案第30号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第9号）、日程第24、議案第31号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第25、議案第32号、令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第26、議案第33号、令和5年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第27、議案第34号、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第28、議案第35号、令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）、日程第29、議案第36号、令和5年度日南町病院事業会計補正予算（第4号）、以上、令和5年度補正予算関係7議案を一括議題として、前回の議事を継続します。

各案に対する質疑は前回行いましたが、ここで質疑漏れがあればこれを許します。

なお、質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第23、議案第30号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第9号）の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第30号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第9号）に反対の立場から討論いたします。

問題としておりますのは、塵芥処理事業です。先日の質疑でありましたけれども、負担金補助及び交付金というところで、西部広域行政管理組合へごみ処理施設建設費31万円を支出するということでございます。一般質問でも申し上げましたけれども、このごみ処理施設の広域化、新たな建設ということについては、私は基本構想の撤回を求めています。ですので、こういった支出はやめて、一般質問でも言った鹿児島県大崎町の例など、リサイクル率が高いところの例を参考に、もう一度、一から検討をしてもらいたいというのが私の意見ですので、この補正予算、反対いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） この一部事務組合負担金という形でごみ処理場の支出というかな、計画自体を一からやり直すべきだという考えですけど、自分たちの立場としまして、これを当初予算で決めて、それがこのたび減額されていて、いろいろ紆余曲折を経ながら計画を改定というかな、見直しながら事業を進めておられます。そういった意味において、今後の動きにも注視しなければいけませんけど、これは適正なものと思いはしますので、賛成をいたしたいと思えます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第31号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第31号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第32号、令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第32号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第33号、令和5年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第33号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第34号、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第34号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第35号、令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第35号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第36号、令和5年度日南町病院事業会計補正予算（第4号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第36号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで執行部から発言を求められていますので、これを許します。

出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 先ほど岡本議員のほうから、介護保険料の歳入総額についてという質問がありました。それに対しましてお答えいたします。

予算でのベースでありますけれど、令和5年度が約9,500万、令和6年度が予算ベースで9,100万ということで、減額としては約400万円の減額ということになっております。以上です。

日程第30 議案第37号 から 日程第38 議案第45号

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、予算関係フォルダー、令和6年度当初予算ファイルをお開きください。

日程第30、議案第37号、令和6年度日南町一般会計予算、日程第31、議案第38号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第32、議案第39号、令和6年度日南町介護保険特別会計予算、日程第33、議案第40号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第34、議案第41号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第35、議案第42号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第36、議案第43号、令和6年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第37、議案第44号、令和6年度日南町下水道事業会計予算、日程第

38、議案第45号、令和6年度日南町病院事業会計予算、以上、令和6年度当初予算関係9議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第37号、令和6年度日南町一般会計予算ということで、令和6年度の日南町の一般会計の予算のほうの説明をさせていただきたいと思います。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ68億4,864万7,000円と定めております。地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定によります、これによって起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、第2表にあります地方債を参照させていただきたいと思います。次に、一時借入金ですが、第3条でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借入れの最高額は12億円と定めております。第4条で、歳出の予算の流用ということでもありますけれども、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によります、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるということで、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くという内容ですが、これに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということで定めさせていただいております。

なお、当初予算の総額につきましては、先ほど述べましたけれども、対前年比ということでマイナスの7,046万1,000円、率としまして、マイナスの1.0%という内容になっております。詳細につきましては、令和6年度当初予算説明附属資料のほうを御参照いただければと思います。

続きまして、議案第38号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算でございます。第1条として、事業勘定の歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ6億3,780万9,000円という数字になっております。一時借入金のほうですが、第2条ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定によります、一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定4,000万円と定めております。歳出予算の流用ですが、第3条のほうですが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によります、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりとして定めておりまして、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の流用でございます。

予算の総額に対しましては、昨年度が6億3,570万3,000円でありましたので、新年度との比較が210万6,000円の0.3%の増という内容でございます。

続きまして、議案第39号、令和6年度日南町介護保険特別会計予算ということで、第1条であります、事業勘定の歳入歳出の予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ9億7,017万5,000円と定めております。一時借入金ですけれども、第2条として、地

方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定の4,000万円と定めております。歳出予算の流用ですが、第3条として、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりとして定めております。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の流用であります。

数値的な内容でございますが、昨年度の当初予算額が9億3,467万2,000円でありましたので、比較として3,550万3,000円、3.8%の増という内容になっております。

続きまして、議案第40号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計予算でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ4,875万6,000円と定めております。地方債ですけれども、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、第2表にあります地方債に記載しておりますので、御覧いただければと思います。当初予算の総額につきましては、前年度が5,666万4,000円でありましたので、比較しますとマイナスの790万8,000円、マイナスの1.4%となっております。

続きまして、議案第41号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算でございます。第1条として、歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ1億1,718万2,000円と定めております。具体的な予算の内容ですが、令和5年度の当初予算額が1億507万3,000円でありましたので、比較の数字で申し上げますと1,210万9,000円のプラス、11.5%に相当します。

続きまして、議案第42号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,248万7,000円と定めております。地方債ですが、第2条ですが、地方自治法第230条第1項の規定によります、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、第2表の地方債のほうに記載をしております。令和5年度の当初予算額が1,915万3,000円でありましたので、比較ということで1,333万4,000円、69.6%の増という内容でございます。

議案第43号、令和6年度日南町簡易水道事業会計予算でございます。業務の予定量でございますけれども、給水戸数が1,758戸、年間総給水量、33万3,533立米を予定しておりますし、1日平均給水量が913.8立米ということであります。主な建設改良ですけれども、水道改良事業で948万5,000円を想定をしております。

こうした中で、収益的収入及び支出の数字でございますが、収入のほうは、全体として簡易水道事業収益で1億7,744万6,000円を見込んでおるところであります。内訳として、営業収益のほうは6,364万1,000円、営業外収益が1億1,380万5,000

0円を見込んでおります。

支出のほうですが、簡易水道事業の費用全体ですが、1億3,950万6,000円を見込んでおり、内訳としまして、営業費用が1億3,094万1,000円、営業外費用が850万5,000円、特別損失として6万円を計上をさせていただいているところであります。

続いての資本的収入及び支出のほうでございますけれども、当該年度の損益勘定留保資金3,075万、あるいは過年度の損益勘定留保資金で5,282万とありますが、これは補填金額でありまして、今から述べます資本的収入と支出に対する不足額は8,358万5,000円見込んでおりますので、先ほど申し上げた財源のほうで補填するということであります。

内訳としまして、資本的収入のほうですが、640万ちょうどです。企業債でございます。資本的支出のほうで8,998万5,000円を見込んでおりまして、内訳として建設改良費に948万5,000円、企業債の償還金のほうで8,050万円ちょうどを見込んでおるところであります。

企業債ですけれども、第5条のほうで、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、別表の企業債のほうを御覧をいただければと思います。

第6条で、一時借入金ですけれども、一時借入金の限度額は2,000万円ちょうどと定めておるところであります。

また、第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を上げておりまして、職員給与費でございますが、797万6,000円を上げておりまして、いわゆる議会の議決を経なければならないという内容のものでございます。

次に、第8条で、棚卸しの資産購入限度額ですが、棚卸しの資産購入の限度額は100万円ちょうどというふうに定めております。

なお、予算額の比較でございますが、令和5年度の当初予算額が2億4,260万2,000円ということですので、比較ですが、1,311万1,000円のマイナス、5.4%のマイナスという内容となっております。

続きまして、議案第44号、令和6年度日南町下水道事業会計予算でございます。業務の予定量でございますが、処理戸数が1,664戸、年間の総処理量ですが、30万3,885立米でございます。内訳としまして、農業集落排水事業で17万2,850立米、それと、特定の地域生活排水処理事業のほうで13万1,035立米を予定しておりまして、1日平均処理量が832.6立米を予定をさせていただいております。主な建設改良ですが、管路の建設改良事業に100万円ちょうど、処理場の建設改良事業として2,953万2,000円を見込んでおるところであります。

具体的な数字ですが、収益的収入と支出のほうでございますが、収入としまして、下水道事業収益が、総額ですが、1億7,457万9,000円を見込んでおるところでございます。内訳としまして、営業収益のほうで7,641万2,000円、営業外の収益が9,8

16万7,000円を見込んでおります。

続きまして、支出のほうの下水道事業費用のほうですが、1億6,558万6,000円、内訳としまして、営業費用のほうが1億5,763万8,000円、営業外の費用が789万8,000円、特別損失として5万円を上げさせていただいております。

続きまして、資本的収入支出のほうでございますが、資本的収入及び支出の予定額ですが、次のとおり定めるといふふうですけれども、結果として、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額が発生しております。6,162万3,000円でございますが、この財源としましては、当年度の損益勘定留保資金から3,958万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,203万9,000円のほうで補填をする内容としております。

資本的収入のほうですが、3,070万4,000円を見込んでおります。内訳としまして、企業債が2,640万、他会計補助金が9万円、国庫補助金が198万円、負担金等で223万4,000円を見込んでおり、支出のほうですが、資本的支出の総額が9,232万7,000円、内訳としまして、建設改良のほうで3,053万2,000円、企業債の償還で6,179万5,000円を見込んでおるところであります。

第5条で企業債のほうですけれども、別表の企業債のほうを御覧いただければ、目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載をしてるところでございます。

第6条で、一時借入金ですけれども、一時借入金の限度額を2,000万円ちょうど定めております。

第7条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費を記載しておりますが、最終的には職員の給与費でございますが、その経費について、これらの経費の金額をこれらの経費のうちの他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合につきましては、議会の議決を経なければならないということ、先ほど申し上げましたが、職員給与費の1,818万4,000円を想定しております。

第8条のほうで棚卸資産の購入限度額でございますが、100万円ちょうどを定めておるところであります。

総額についての説明ですが、前年度が、令和5年度の当初予算額が2億5,892万6,000円でありましたので、比較としまして、マイナスですが、101万3,000円、マイナスの0.4%という率でございます。

議案第45号、令和6年度日南町病院事業会計予算でございますが、第2条の業務の予定量でございます。病床数が99床、年間の患者数ですが、入院が2万3,000人、外来が2万800人を想定しております。1日の平均患者数ですが、入院が63.6人、外来が86.3人を想定しております。なお、主な建設改良事業ですが、病院の施設改良事業費に705万9,000円、有形固定資産の購入費としまして8,732万4,000円という内容でございます。

収益的収入及び支出のほうでございますが、総額の病院事業収益のほう12億7,9

06万7,000円を想定しております。内訳としまして、医業収益のほうで8億9,044万円、医業外の収益のほうで3億3,720万7,000円、介護サービス収益のほうで5,142万円を想定しております。

支出のほうの病院事業費用でございますが、12億7,906万7,000円の予算の内容です。内訳としまして、医業費用のほうですが、12億6,293万8,000円、医業外の費用でございますが、1,582万9,000円、予備費で30万ちょうどとする内容でございます。

続いて、資本的収入支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりとするということですが、資本的収入と支出に対しましての不足額が1億882万8,000円となりますので、財源的には過年度の損益勘定留保資金から1億882万8,000円のほうを補填するという内容でございます。

資本的収入の内訳ですが、最初に総額ですが、8,042万3,000円を予定しております。内訳として、補助金が5,672万3,000円、企業債のほうは2,370万円を想定しております。

支出のほうですが、資本的支出の総額でございます。1億8,925万1,000円。内訳としまして、建設改良費のほうで9,438万3,000円、企業債の償還のほうで8,926万8,000円、貸付金のほうで560万円でございます。

第5条の企業債ですけれども、別表の企業債のほうを御覧いただければと思いますが、内容的には、目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載しております。

第6条で、一時借入金でございますが、一時借入金の限度額は2,000万円ちょうどと定めております。

第7条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますけれども、職員の給与費の8億6,118万4,000円、2つ目が交際費60万円ちょうどでございます。この2項目のほうを上げさせていただいております。

第8条で、棚卸資産の購入限度額でございますが、8,745万6,000円と定めております。

第9条のほうで、重要な資産の取得及び処分の項目でございますけれども、取得する資産ですが、建物ということで、全身用エックス線CT装置と介助浴槽でございます。処分する資産でございますが、全身用のエックス線のCT装置及び介助浴槽ということで、新規にCTと介助浴槽を購入し、既存の分は処分をするという内容でございます。

全体的な数字でございますが、令和5年度の当初予算額が14億2,376万3,000円ですけれども、比較としまして4,455万5,000円、3.1%の増という内容でございます。

以上、令和6年度の一般会計予算をはじめとする特別会計、事業会計の予算の概要の説明をさせていただきました。詳細につきましては、各担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 私からは、議案第37号、令和6年度日南町一般会計予算について補足説明させていただきます。予算関係フォルダの当初予算概要ファイルをお開き願います。令和6年度当初予算概要ファイルでございます。5ページでございます。

まず、令和6年度当初予算編成に当たりましては、「町民の暮らしを守り、人口減に立ち向かう「未来投資型」予算」としてスローガンを掲げるとともに、「物価高騰対策」、「安心」、「活力」の大きく3区分、7項目に大別し、スタートいたしましたところでございます。

6ページでございますが、予算編成に当たりまして中期財政見通しを立てまして、一般会計予算総額約65億円を目標にいたしましたところでございます。

7ページに記載してございますが、経費について削減、見直しに取り組んだ結果、約2億6,000万円の削減効果が得られたところでございます。一方、削減経費も有効に打って出る施策を積極的に盛り込み、詳細は8ページ及び予算参考資料ファイル3ページに掲載してございますけれども、主要事業のベースでございますが、5億4,500万円、一般会計の予算総額としましては、約68億5,000万円となったところでございます。

9ページ以降でございますが、歳出におきます款ごとに年次推移、前年度の比較、主要事業について掲載してございます。御確認をお願いいたします。

続きまして、歳入全般でございます。ファイルを替えまして、タブレット予算参考資料ファイルをお開き願います。5ページと10ページにまとめてございますが、5ページには前年度との比較及び構成比を、10ページには項目ごとに主な増減理由を整理してございますので、また詳細について御確認をいただきますようお願いいたします。

また、同ファイルの最終ページでございます18ページには、たったもカードの行政ポイント事業でございますが、一覧を掲載してございます。まちの元気を造る住民活動等に対するポイント、いわゆる「まち活ポイント」としまして、令和5年度当初予算総額100万円から503万8,000円と、単価とともに項目についても大きく見直しを図ったところでございます。詳細については各項目を御確認いただきたいと思います。右側には新規事業には新規とつけてございますし、会計別に記載してございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それから、一般会計、地方債につきましては、令和6年度当初予算書ファイル7ページに掲載しております一覧を予定してございますが、緊急防災・減災事業から臨時財政対策債まで、起債7事業の限度額について掲載してございます。詳細につきましては、各予算書、予算説明附属資料並びに予算参考資料を御確認賜りたく存じます。

それから、主な新規事業につきましては、予算説明附属資料の紙の資料ページでは144ページから165ページまで作成したものを掲載してございます。参考に御確認賜

ればと存じます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 私のほうからは、令和6年度日南町簡易水道事業会計及び令和6年度日南町下水道事業会計の予算につきまして、町長の説明と重なる部分はございますが、追加及び補足説明をさせていただきます。

令和6年度当初予算書ファイルの186ページを御覧ください。議案第43号、令和6年度日南町簡易水道事業会計予算の見積書を添付しております。町長が提案総額を先ほど説明いたしました、私のほうからは具体的な金額、明細等について説明をさせていただきます。

最初に、収益的収支の収入ですが、営業収益としまして、水道使用料6,338万8,000円で、昨年度より173万円の減額。手数料と雑収益を合わせたその他営業収益は30万3,000円で、営業収益は合計6,364万1,000円を見込んでおります。

次に、営業外収益としまして、受取利息及び配当金5,000円、一般会計からの業務費の繰入金311万6,000円、長期前受金戻入れ6,019万2,000円、資本費繰入収益として一般会計からの公債費の繰入れ5,048万6,000円、それに雑収益6,000円を加え、営業外収益は1億1,380万5,000円を見込んでいます。

これによりまして、簡易水道事業の収益の総額は1億7,744万6,000円で、前年から789万8,000円の増を見込んでおります。

続きまして、187ページを御覧ください。次に、支出ですが、営業費用としまして、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費としまして1億3,094万1,000円、これの明細につきましては、190ページの固定資産明細書に明示しております。

続きまして、188ページを御覧ください。営業外費用といたしまして、企業債の利息償還金、消費税及び地方消費税の申告納税額の合計が850万5,000円、特別損失の6万円を合わせて、簡易水道事業の費用として1億3,950万6,000円を見込んでおります、前年より870万4,000円の減となっております。

次に、189ページを御覧ください。資本的収支ですが、資本的収支の支出で、企業債の償還金として8,050万円で、これによる収入と支出の差額につきましては、資本的収支及び支出に不足する8,358万5,000円は当年分の損益勘定留保資金等から補填することとしております。

続きまして、タブレットの209ページを御覧ください。議案第44号、令和6年度日南町下水道事業会計予算の見積書をお示ししております。

最初に収益的収入ですが、下水道事業会計の営業収益は下水道使用料が7,636万8,000円、昨年より4万8,000円の増で見積もっております。これに、その他営業収

益4万4,000円を加えまして、営業収益は7,641万2,000円、営業外収益として受取利息及び配当金、一般会計からの業務費繰入れ459万8,000円、長期前受金の戻入れ、資本費繰入収益として一般会計からの公債費の繰入れを6,179万5,000円、これに雑収益を加え、営業外収益は9,816万7,000円で、前年に比べ779万8,000円の減額を見込んでいます。

次に、210ページを御覧ください。支出ですが、営業費用としまして、ポンプ場費、処理場費、総係費、減価償却費等といたしまして、合計1億5,763万8,000円となっております。明細につきましては、予算書214ページの固定資産明細書を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

営業外費用として、企業債の利息、消費税、地方消費税合計で789万8,000円、特別損失5万円を見込んだ下水道事業費の総額は1億6,558万6,000円で、前年比362万円の減となっております。

212ページに資本的収支を示しております。

最初に、収入ですが、企業債として浄化槽の整備及び処理場の機器更新分として2,640万円を見込んでおります。これに他会計補助金、国県補助金、負担金等を加えまして、資本的収入は3,070万4,000円で、前年比950万円の増額となっております。

次に、213ページの支出ですが、資本的支出の建設改良費のうち管路建設改良費としまして、集落排水等の移転等に備える費用として、委託料、工事請負費、合わせて100万円を計上しております。処理場建設改良費は、浄化槽の整備及び処理場の機器更新、多里処理場の屋根の修繕等、合わせまして2,953万2,000円を見込んでおります。これに、企業債の償還金6,179万5,000円を加えまして、資本的支出は9,232万7,000円で、前年比260万7,000円の増額を見込んでおります。

これに伴いまして、資本的収支の不足する額6,162万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予算を計上しております。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） それでは、令和6年度日南町病院事業会計当初予算について、先ほどの町長の説明と重なる部分があるかと思いますが、追加及び概要について説明をさせていただきます。予算書ファイル病院事業会計予算22ページ、大分先になりますが。（「予算書」と呼ぶ者あり）はい。日南町病院事業会計の見積書。（発言する者あり）

○議長（山本 芳昭君） ファイルはどこのファイル、予算書。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） はい。

○議長（山本 芳昭君） 予算書のタブレットの何ページ。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 240ページにありますが、よろしゅうございませうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） タブレットは241ページです。

お願いします。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 日南町病院事業会計の見積書から御覧になっていただきまして、まず、収益的収支、それぞれ予算を12億7,900万円余りを計上し、病院の事業収益は令和5年度当初予算に比べまして、計上額は対前年度1,501万1,000円の減としております。

入院収益は、コロナ感染患者の影響がほぼ少なくなっているものの、一般病棟の入院患者数は昨年比よりおおむね90%程度で推移しております。しかし、地域包括ケア病床等の利用増を見込んでおり、また、5年度の入院1人当たりの収益が伸びていることもあり、また、介護療養病床の医療療養病床への転換等々で、入院収益は増収するものと捉えております。半面、外来収益は、患者1人当たりの単価が若干ではあるが上回っているものの、患者数そのものが減少傾向となっており、全体としては昨年度より収入減の見込みとしております。

次、23ページ御覧になっていただきまして、医業外収益でございます。このうち他会計負担金が8,488万円の減となっております。これは、財源不足を補うための基金取崩しを次年度は計上しておりません。

それから、次の24ページですが、介護サービス収益でございますが、これは、介護療養病棟の医療への、先ほど申しあげました転換となり、関連項目も含め、約8,000万円の減収としております。

次に、25ページ以降でございますが、病院事業費用を記しております。うち、給与費については、次年度はコロナ対応の防疫手当等が終了しており、前年度実績を考慮して計上しております。

次に、26ページの経費ですが、経費につきましては、約398万7,000円を減少というふうに捉えております。主なものとしましては、燃料、光熱費等、それから委託費あたりを減少するものと見積もっており、半面、給食委託料は業者変更等々に伴い、約900万円の増加を見込んでおります。なお、基本構想策定に続く令和6年度以降の基本計画策定に係る支援事業委託料を債務負担行為としてお願いするものでございます。

28ページでございます。雑損失が451万5,000円計上しております。これは、主に看護師就職支度金の償還免除に係る当年費用を計上しております。

次に、タブレットの予算説明附属資料に移っていただきまして、これの140ページから御説明させていただきます。予算説明附属資料のほう。これの140ページへ……。
(発言する者あり) よろしゅうございますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 140ページです。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 140ページでございます。

病院施設改良事業は705万9,000円を計上しております。主なものにつきましては、非常用発電設備蓄電池等の取替え工事を275万、職員宿舎のネット回線の導入工

事が13万2,000円、一般病棟のエアコン更新が117万7,000円などを計上しております。

次に、有形固定資産購入費でございますが、これも主たるものにつきまして、全身用エックス線CT装置、これを4,730万、介助浴槽821万7,000円、セントラルモニター、462万、ベッドサイドモニター、176万、温冷配膳車、198万円などが主でございます。

以上の支出に対して、補助金は5,672万3,000円、企業債を2,370万円を充当するものとしております。

以上で令和6年度病院事業会計予算の概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議願います。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

質疑は議案番号順に行います。

議案第37号、令和6年度日南町一般会計予算について質疑を行います。

初めに、歳入、債務負担行為、地方債について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 基金繰入金についてお聞きします。財政調整基金ですね、この繰入れが今年度3億9,300万円、昨年度は3億5,200万円ということでしたので、当初予算ですね。予算としては4,100万円のプラスになっているということが書いてあります。

そうしますと、これはどういうことになるかということ、令和5年度の当初の残高と令和6年度の当初の残高を比べてみると、令和5年度の当初残高が約24億円です。令和6年度は約25億円ということで、1億円、基金残高、上がってます。ですので、当初予算でこの程度の基金からの繰入れを考えとくと、最終的にはどうしても予算の余りが出てきますので、余りが残って、結局はまた基金が増えるということになりかねないと思うんですけれども、その辺の見込みはどう考えておられるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 見込みっていうことでありますので、詳細には分かりませんが、議員おっしゃられるように、予算に対して支出のほうの方が全てゼロになるということはある得にくいというふうに思いますので、それは通常の補正予算等の流れの中でやっていきたいというふうに思っています。

ですけど、年度の途中の中で補正だとか様々なことが生まれてくる可能性が多いのかなというふうには想定しておりますけれども、基本的には安定した基金というのでも確保していく必要があるというふうに思ってますし、また、基金につきましては、特に議員のほうからも御指摘なところもありますので、しっかりとした目的に向かった基金の在り方ってというのは定めていきたいなというふうには思っておるところであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっと見込みっていうと答えづらいのか分かりませんが、要は今まで、令和2年まではほぼ20億円前後で推移してきた基金が、令和3年度、令和4年度と上がって、そのまま令和5年度に来てるわけです。これはコロナの交付金などの影響もあるのか分かりませんが、ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、総務省からは通知、事務連絡が来てるはずですよ。基金を適切に活用せよという趣旨の事務連絡が来てると思います。それで、当初予算でこの程度の繰入金だと、また最終的には基金が増えてしまう、あるいは令和5年度ととんとんというふうになってしまって、適切な基金の運用とは言えないんじゃないかと。何が言いたいかということ、もう少し積極的に基金も投入して、予算を組んでいってもよかったんじゃないかということをお願いするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 国のほうの考え方っていうのは私も承知しておるところでありますし、施政方針等にも書かせていただいておりますけど、これからの事業展開の中で大型予算っていうところも想定されておりますので、基本的にはそこでかなりの基金の活用っていうのが生じせざるを得ないというふうに思っておりますので、いずれにしても起債との兼ね合いっていいでしょうか、その辺のバランスは当然考えた中でやっていかないといけないというふうには思っております。いずれにしても目的的な基金がありますので、その辺の活用っていうのはしっかりと確認させていただきながら進めさせていただければというふうに思っております。

ですから、単年度の繰越金に伴います基金積立て、一般的には財調になろうかというふうに思っておりますけど、最終的には3億あたりの、当初の段階では一般財源の不足分として充当させていただいてるっていうふうに思っておりますので、できるだけ他の基金活用をうまく利活用させていただきながら、安定した基金、あるいは財政運営のほうをさせていただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 大型の事業という、大きいのは病院ですとか中心地域というのは分かるんですけども、私が思うのはやっぱり子育てですね。今回、子育てに重点的にお金を使うということになってますけれども、それでも4,400万円ですか、拡充と新規を合わせて。そういうことで、必ずしも大型にはなってない。こういったところにもう少しお金を使ってほしいなと思うわけです。

それで、先ほどもちょっと議論がありましたけど、祝い金としてかなり、目玉とは思いますが、祝い金として出せるのはやはり本当に額としてはそんなに多額の額を祝い金として出すというのは不自然で、出すとしても今回ぐらいが限度じゃないかと思うんですけども、常識的な範囲としては。例えば小学生に対する10万円の祝い金がどのぐらいのものかということ、そこまで大きな額ではない。これに比べて、例えば給食費の無償化をすれば、小学校で5万円以上ですね、中学校で6万円以上という額を毎年保護

者の方は支払っている。これを無償化すれば、こういった祝い金で無理にお金を出すよりもよほど保護者の方にとっては恩恵がありますし、また、大義名分としてもこれは義務教育の無償化ということですので、そういう意味では憲法にも定められていることであって、何ら文句を言われることはないお金の使い方なんです。だから、思い切ってそういったところにお金を使って子育て支援をしていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回、未来投資型予算ということの中の一つとして、子育て支援、若者、子ども・子育て支援というところを銘打ってさせていただいておるところであります。

今回の予算化の内容が全てではありませんし、これから若い人たちの御意見いただきながら、拡充ってということもあったり、新規の在り方もあろうかなというふうには思っておりますので、全てを今回丸々充当する、充当言やおかしいけど、形づくるということではないというふうに御理解をいただければなというふうには思っております。

ですから、懇談の中で、若い人たちの子育てされてる皆さん方、あるいは若者の皆さんの御意見を賜りながら、その在り方は変えていく必要性は感じておりますので、その中で整理をさせていただければというふうに思っています。

ただ、以前、先ほどの食費の無償化についての御提案、御意見等があったというふうに私も思っておりますし、そのときにまたお答えした経過があるというふうに思っておりますので、考え方は今も変わっておりませんが、これからの在り方の中でさらに充実を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 若い方の中で、やっぱり給食費無償化してほしいという声をお聞きします。ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 次に、令和6年度当初予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、タブレット2ページから3ページ上段、議会事務局について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、3ページ下段から4ページ、出納室について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、5ページから14ページ、総務課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、15ページから29ページ、地域づくり推進課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、30ページから39ページ、住民課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、40ページから60ページ、福祉保健課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、61ページから63ページ、農業委員会について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、64ページから78ページ、農林課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、79ページから91ページ、建設課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、92ページから109ページ、教育委員会について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 一般会計予算について質疑漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で、一般会計に対する質疑を終了します。

110ページから117ページ、議案第38号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 国民健康保険、これも以前から申し上げていることだけれども、子育てということであれば、やはり18歳以下の均等割、もうこれは無償にして当然だと私は思うんですが、今回もそのことは予算には入ってないようだけれども、いかがでしょうか、どう考えておられるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現在、その内容については予算化あるいは方向性を考えてはならないところではありますが、こういった審議会や運営協議会あたりもありますので、そういうところからの声が上がれば、また検討の余地はあるっていうふうに思っておりますが、現在の段階では18歳以下というところの保険料の額の内容だというふうに認識しておりますけれども、全体的な予算的なところ、国保の会計でありますので、特別会計でありますので、その辺とのバランスっていうのは財源的なところも含めて検討の

余地はあるというふうに、検討といいたいまいしょうか、御意見いただいた内容についての考え方については整理をしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 財源的には、この場合には一般会計からの繰入れからでできるはずですが。そして、100万円前後ですね、金額の多寡としても。そんなに大きな、迷うほどのことではないので、やっぱりこれは子育てを言うのであれば積極的に、やはり国保の方は協会けんぽと違って非常に負担が大きいということで、知事会なんかもう毎回、この均等割をなくしてくれということは要望してるはずですが。ぜひ子育てに力を入れてるといふふうに標榜するのであれば、先行して始めてもらいたいですけれども、ちょっと改めてどうでしょうか、考えていただけないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 子育てといっても幅広い、全てが子育てになりますので、行政側としてできるか、範囲っていうのも考えていかないとけないっていう、財源的なことも含めてです。ただ、気持ち的には現状がこういう現状、社会での現状でもありますので、そういった中でできることをまずはやっていきたいというふうな考え方を持っています。ですから、国保にしても子育てに関する内容のものを全て軽減する、あるいは、どういたしたいか、無償化するっていう考え方ではなくて、適切な流れの中で支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） もちろん全てはできないと思います。もうこれは私が言うまでもないですけども、子育て、お子さん1人当たり、例えば大学まで進学させようと思ったらもう大変な額の金額がかかりますので、その中で行政ができるということは本当に一部にすぎませんが、それでも国保の均等割無償化というのは、これも理屈上も、赤ちゃん、おぎゃあと生まれたら、何にも収入がなくてもぼんと均等割というものがかかってくるということは、それは子供をつくるということについてのペナルティーみたいなふうにも取れてしまいますので、ぜひこういうことはもう早めにやめていただきたいということです。

○議長（山本 芳昭君） 国民健康保険特別会計予算に対する質疑を終了します。

118ページから132ページ、議案第39号、令和6年度日南町介護保険特別会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 介護保険特別会計予算に対する質疑を終了します。

133ページから134ページ、議案第40号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 介護サービス事業特別会計予算に対する質疑を終了します。

135ページから136ページ、議案第41号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終了します。

137ページ、議案第42号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 再生可能エネルギー発電事業特別会計予算に対する質疑を終了します。

138ページ、議案第43号、令和6年度日南町簡易水道事業会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 簡易水道事業会計予算に対する質疑を終了します。

139ページから140ページ、議案第44号、令和6年度日南町下水道事業会計予算について質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） すみません、1点確認です。下水道の処理施設の能力です、ね、今、中心地域などが開発計画が入るし、病院のほうの検討も始まっているわけですが、生山の下水道の処理能力というのが十分、何か残りがあるのかないのかという点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 正確な数字のほうはまだつかんでおりませんが、現段階ではまだ生山の処理場のほうの能力には余裕があるというふうな形で認識はしております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 今、日南病院は合併浄化槽といいますか、要するにつないでないわけで、それが今度移転されたら多分下水のほうにつながると思いますし、また、町長の懸案でありますけど、住宅の整備とかやった場合に、その能力というのを十分把握して、前もって準備とかする、計画とかする必要はあると感じるわけなんですけど、その点はどうでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 現在のところ、先ほど申し上げられましたように、病院のほうは浄化槽ということで、そういった病院の接続も考慮した中で、現段階では能力のほうは十分まだ大丈夫だという認識を持っております。

ただ、今後、全体計画の中で、やはり処理量が追いついていかないというような事態も想定はされますので、そういった中で、中心地の全体構想の中で改めてそういった部分についても検討のほうはしていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 下水道事業会計予算に対する質疑を終了します。

141ページから144ページ、議案第45号、令和6年度日南町病院事業会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 病院事業会計予算に対する質疑を終了します。

以上で令和6年度当初予算関係9議案に対する質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第37号から議案第45号までの令和6年度当初予算関係9議案については、町長施政方針や行財政の運営上適切かどうか専門的に調査、検討するために、予算審査特別委員会を設置して付託したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和6年度当初予算の各議案については、予算審査特別委員会を設置してこれに付託し、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の委員の選任については、日南町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が指名することになっており、委員会は私を除く議員8名で構成したいと思います。

ついでに、特別委員会を開催され、日南町議会委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長を互選の上、議長まで報告されますようお願いいたします。

ここで暫時休憩します。再開は2時25分からといたします。

午後2時08分休憩

午後2時24分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど町長のほうから新年度予算についての説明をしていただきましたが、途中、若干数字の桁が違ったりしたところもありましたが、内容につきましては議案のとおりでございますので、御承知おきをいただきたいと思います。

そうしますと、ただいま特別委員会で決定された委員長、副委員長の互選結果を事務局長から報告します。

○事務局長（浅田 雅史君） 報告します。予算審査特別委員会委員長は岩崎昭男議員、同副委員長は櫃田洋一議員です。

○議長（山本 芳昭君） ただいまの事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が互選されました。

今後、委員長の下、会議を開催され、3月26日の最終本会議には、予算審査について委員長報告がなされるようお取り計らい願います。

日程第39 陳情第1号

○議長（山本 芳昭君） タブレット請願・陳情フォルダーをお開きください。

日程第39、令和6年陳情第1号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書。

以上、陳情1件は、今期定例会までに受理した陳情につき、日南町議会会議規則第95条の規定により、文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

ついては、今期定例会の会期中に審査を終了され、3月26日、最終の本会議には委員長報告がなされるようお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

ついては、3月26日の本会議は、別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いいたします。お疲れさまでした。

午後2時27分散会
